

資料紹介

近代室蘭郡におけるアイヌの土地に関する
いくつかの史料について

大坂 拓

キーワード

アイヌ (Ainu)・室蘭 (Muroran)・北海道旧土人保護法 (Hokkaido Former Natives Protection Act)

はじめに

アイヌ近代史研究において、土地をめぐる問題は重要な論点の一つであり続けている。古くは一九二九(昭和四)年に、北海道史研究者の河野常吉が「旧土人の土地に就て」と題する短文を発表している^①。この文章は、当時北海道の各地で、開拓使、三県、北海道庁により「旧土人墾地」・「旧土人保護地」などの名称で官有地第三種に編入・存置されていたはずの土地が、所有権が未確定のまま放置され、しばしば問題化していたことを受けた政策的提言を含む時論だが、同時に河野の浩瀚な北海道史の知識を背景として、帝国日本の対アイヌ政策における土地所有権の取り扱いに関して、制度史的理解の基本的な枠組みを提示するものとなった。

その後、一九三〇年代には、河野が蓄積した膨大な史資料の提供を受けて研究を進めた高倉新一郎が、「北海道旧土人に対する土地政策の変遷」、「三県時代におけるアイヌ勸農策」、「アイヌの土地問題」と題する三編の論考を発表する^②。これら一連の論考の中で高倉が展開した議論は、河野の基本的枠組み

に従いつつ、細部を精緻化するものであった。高倉が一九四二(昭和一七)年に刊行した『アイヌ政策史』では、第六章において近代に展開した対アイヌ政策が体系的に叙述され、後の研究に多大な影響を与えた^③。

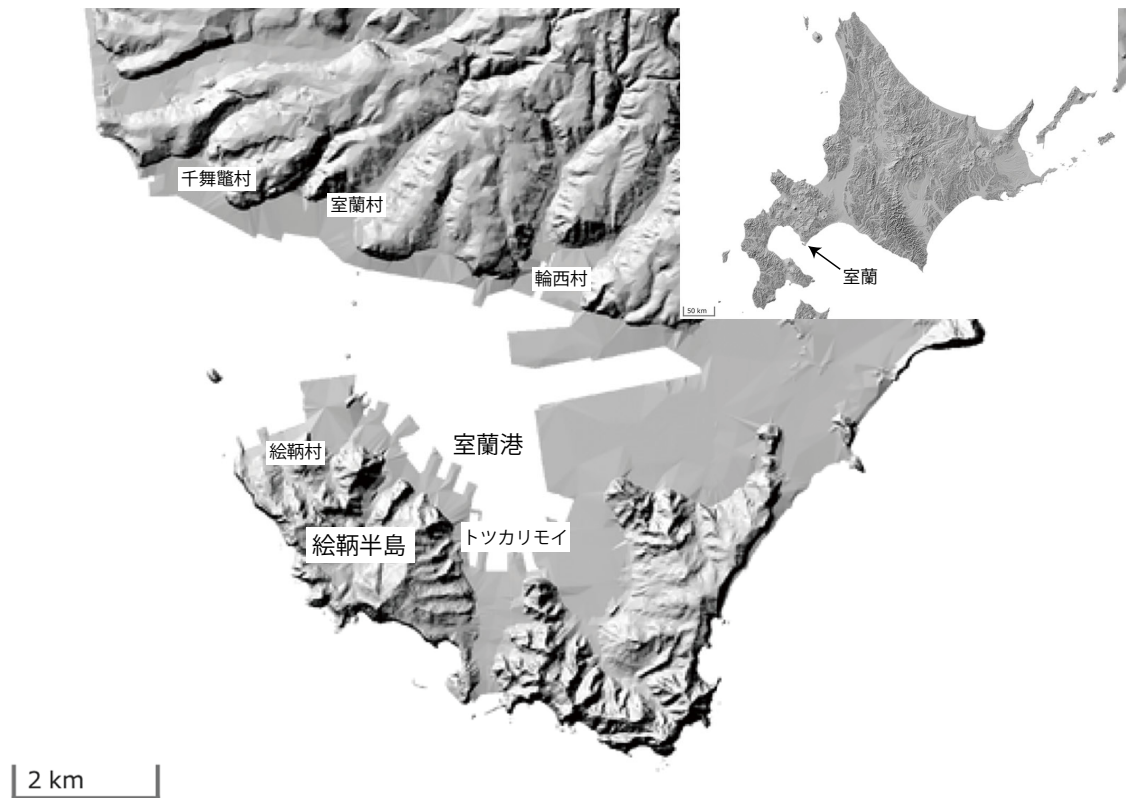
戦後、高倉の研究は「植民史観」などとして激しい批判に晒されたが、その後の通史叙述の大部分は、史料体系の面では高倉が提示した範囲を越えるものではなく、具体的な議論の進展は乏しかった^④。史料に即して高倉の叙述を乗り越えようとする取り組みが始まったのは、ようやく一九九〇年代後半以降のことである^⑤。

制度史的な叙述に留まらず、制度が実際にいかに運用され、アイヌにどのような影響を与えたかという点については、山田伸一が一九九七年の「十勝における旧土人保護法による土地下付」以降、精緻な議論を展開した^⑥。同論考の中で山田は、土地に関する対アイヌ政策の展開には「かなり地域的な多様性がある」との見通しを示している。今後は、異域としての「蝦夷地」を否定し、古代以来の五畿七道・国郡制を北方へ拡張させたことを意味する北海道・一國八六郡の設置から、戦後の「農地解放」までを射程に収めた、地域ごとの個別的な検討を積み重ね、その先に全体としてのアイヌ近代史の叙述を展望していく必要があるだろう。

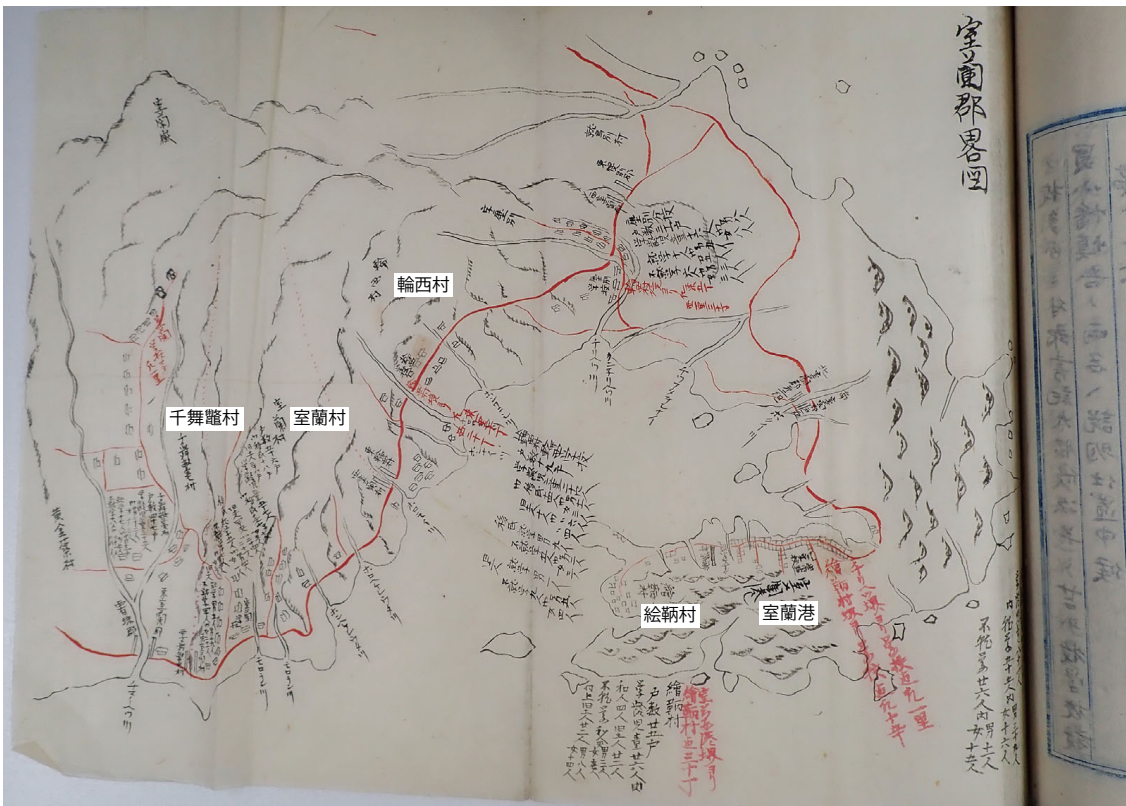
以上のような問題意識に基づいて、筆者は近年、余市郡、久遠郡、石狩郡・札幌郡などの事例について検討を進めてきた^⑦。本稿はこれらの取り組みに続く個別研究の準備作業として、胆振国室蘭郡を対象地域に、アイヌの土地に関するいくつかの史料を年代順に紹介するものである。

近代の室蘭郡には統計上、一八八一(明治一四)年に六九戸三五五人、一九二一(大正一〇)年に一一戸四九三人、一九三五(昭和一〇)年に八六戸三五六人のアイヌが居住していた^⑧。この地域では、隣接する有珠郡・虻田郡などとともに、アイヌが使用してきた土地が適切に私有地化されず、

大坂 拓・北海道博物館 アイヌ民族文化研究センター



1 集落の位置 (国土地理院陰影起伏図を用いて作成)



2 「室蘭郡略図」[1884 (明治17)年1月付復命書に添付] (北海道立文書館館蔵: A5-2/12 所収)

図1 本稿関連地図

一九一〇～二〇年代にかけて「無願開墾」として問題化したことが知られている⁹⁾。いかなる経緯で「無願開墾」問題が生じ、どのような展開を見せたのか。この点に関係する基礎的な史料の蓄積をはかり、将来的な深耕に備えることが本稿の中心的な課題となる。

対象とする史料は、北海道立文書館が所蔵する開拓使、三県一局時代から北海道庁に至る公文書である。同館では、「簿書」と通称される箱館奉行所、開拓使、三県一局時代の公文書は一貫して広く公開に供されてきた一方で、北海道庁以降の公文書のうちアイヌ史に関わる内容を含むものについては、二〇〇〇年代に入って閲覧が制限され、文書の完結から一〇〇年が経過したものについて順次公開する措置がとられていた。その後、二〇一八年頃から新規の公開が停止され、二〇二四（令和七）年八月一〇日以降、制限が大幅に強化されるに至った。その結果、二〇二五年一月現在、北海道庁設置以降のアイヌに関連する公文書は、従来一〇〇年の経過を以って一旦公開対象とされたものも含めて、大半が閲覧できない状態となっている¹⁰⁾。

当然のことながら、こうした措置は民族的出自に関わる個人情報保護するという観点から一定の妥当性があり、批判されるべきものではない。特に、土地関連文書にはしばしば申請者であるアイヌの戸籍謄本や「家族調」などが綴られており、広く閲覧に供することは弊害が極めて大きい。言うまでもなく、研究が個人のプライバシーに優越することはあり得ないという点は、繰り返し確認されなければならない。

一方で、単に非公開とするだけでは、過去の北海道庁による対アイヌ政策の展開に伴って作成された公文書の多くが、後継機関である北海道によって閲覧が制限され、結果として近代日本による先住民統治の実態が不可視化されることになってしまう。時間がかかるとしても、将来的には組織的な体制を整え、個人情報に該当する部分に適切な処理を施したうえで整理・公開を進めていくことが望ましい。

本稿はこうした状況認識を踏まえて、ひとまず、これまでの調査で筆者の手

元にあるデータについて個人情報に処理を施し、整理・公開する試みでもあ
る¹¹⁾。

以下の記述では、アイヌの個人名については、改姓名以後のものは先行研究や市町村史などを通じて著名な人物を除き伏せる。また、住所については村・字までとし、地番は全て伏せる。こうした措置をとるのは、姓と住所からご遺族が特定されることを防ぐためであり、改姓名前の名をそのまま記すのは、ご遺族が自ら請求し入手した戸籍関係資料をもとに、先祖の足跡を確認する道筋を僅かなりとも担保したいと考えるためである。資料名・資料番号は、現在非公開となっているものについては明記するが、公開されているものについては一部を伏せる措置をとった。史料に多量に含まれる「旧土人」といった差別語、アイヌに対する侮蔑がまわりついた文章は、歴史的史料としての性格に鑑みそのままとした。これらの点について、あらかじめご理解をお願いしたい。

一 札幌新道建設に伴う退去と移入

(一) トツカリモイからの退去

最初に紹介する史料は、開拓使函館支庁新道建築掛雑務課が作成した『略輯旧開拓使会計書類 第九号 第二百十冊 二分劃ノ二』（簿書・六九四三）の一五八件目に収録されている無題文書である。

【史料一・(一)・一】

新道御拓之砌、元トツカリモイ土人シユテキハ外喜人、居小屋並手作物共御取揚ニ付、御手当金之儀御掛合有之、承知いたし候、地面之義ハ上中下之次第も有之、必地方官^註御掛合、同官仕出之上ならては御取計相成間敷、且土人居小屋トハ乍申、作家之善悪少々之違も可之有、付而ハ実地形見之宮繕課^註御相談之上、御伺書御廻ニ相成可然歟、当所ニ而ハ不見問^{開之}

之義、商議いたし兼候也、此段及御廻答候也

七月十六日

冒頭の「新道」は、一八七二（明治五）年に着工し翌年竣工した札幌新道であり、「トツカリモイ」は、「トカリモイ」、「トカラモイ」、「トキカラモイ」などとも記される、絵鞆半島北岸に位置する入り江とその周辺（現・室蘭市緑町三丁目付近）の旧地名である（図1・2）^{12）}。

札幌新道は、開拓使が函館と札幌を結ぶ幹線として計画したもので、函館から北上したのち茅部郡森港から海路で室蘭港と結び、そこから東進して苫小牧を経由し札幌に至るルートをとった。トツカリモイには室蘭から苫小牧方面に向かう陸路の基点として港湾施設が整備され、後に周辺一帯が室蘭港、新室蘭と呼称されることになる。これに対して、もとの室蘭村は旧室蘭、元室蘭（本室蘭）と呼ばれた。

史料にはやや文意を掴みかねる部分もあるが、札幌新道建設に伴いトツカリモイに居住するアイヌ二戸の家屋等が「御取揚」となり、その手当金の支払いに関する掛合がなされていたことは読み取れる。

この一件については、開拓使吏員であった小林芳五郎からの聞き取りにも^{13）}、関連情報が含まれている。

【史料一・（一）・（二）】

新室蘭ハ北番「元」ト「カ」ラモイト称セリ、埠頭ヲ築クニ及テ新室蘭港ト改称セリ、トカラモイハ土言アザラシノ居ル処ト云フ義ニシテ、土人ノ住家二戸アルノミナリシニ、初メ旧室蘭ヨリ木材ヲ運輸シテ土人開墾地ニ揚陸セシニ、土人怒テ償ヒヲ要求スルニ因テ、米苧苞ヲ与ヘタレバ、土人ハ他所ニ引越セリ

新道建設時に「トカラモイ」には二戸のアイヌが居住していた。その「開墾

地」に資材を揚陸したところ、怒ったアイヌから抗議を受けた。そこで補償として「米一苞」を渡すと、アイヌは移転していったというのである^{14）}。

建設工事に伴い作成された『新道出来形絵図』には、トツカリモイの海岸付近に高床式倉庫を伴う家屋群が描かれている（図3・1）。同図には白老郡シキウ（敷生）、シラオイ（白老）、シャタイ（社台）、千歳郡などが、当時アイヌの集落が位置していた箇所と同様の様式の家屋が描かれていることから、これが新道建設に伴い立ち退くこととなったアイヌの居住地点を示すものである可能性が高い。

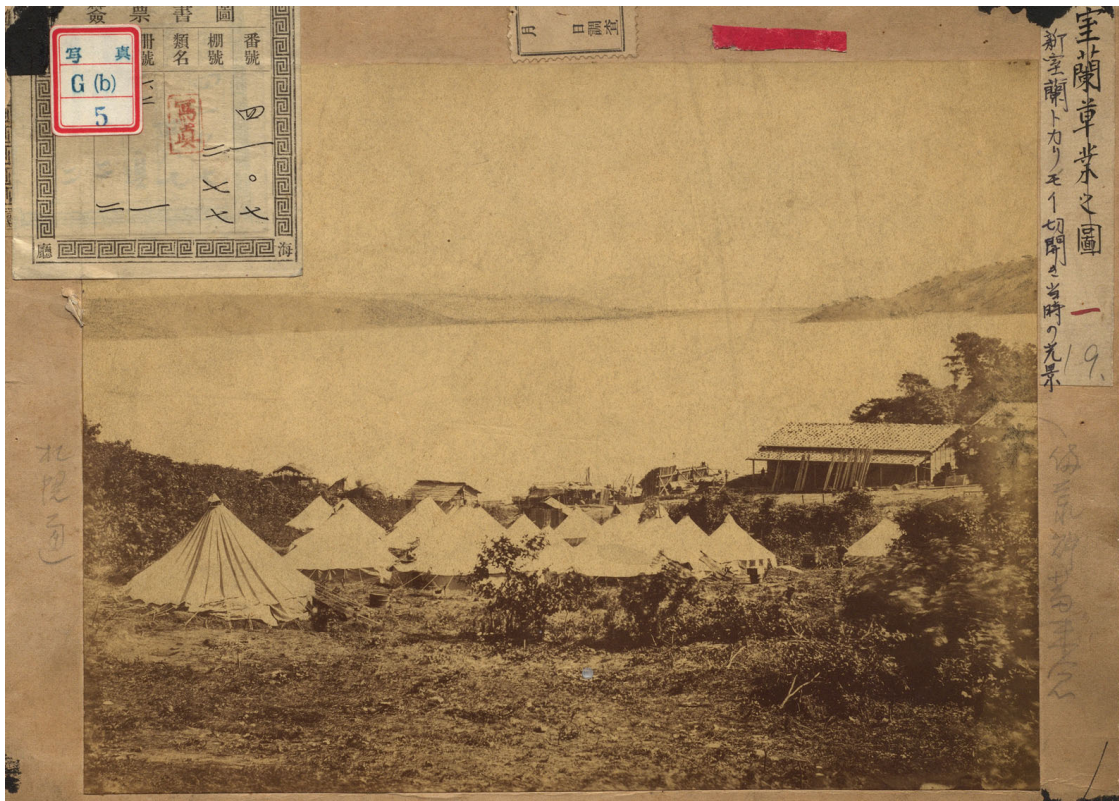
立ち退きを求められたという「シユテキハ」は、一八七一（明治四）年に作成された次の「片倉小十郎支配地 胆振国幌別郡室蘭郡永住人出稼人並土人姓名調」^{15）}に記された「シツテキハ」と同一人物であろう。

室蘭郡住居

- 一 シツテキハ
- 一 同ヲヒシテクル
- 一 〆式軒人口拾二人内^{16）}

列記されている「ヲヒシテクル」は、ウピシテクル、後に和名押杵帯九郎を名のり、道路開墾や学校設置に大きな功績を残し、一九〇六（明治三九）年には言語学者金田一京助の調査に協力したことでも著名な人物である^{16）}。林頭三『北海誌料』には、「本港（筆者注：室蘭港）ハ元内地人ノ常住セル者ナク：土人ハ押杵帯九郎ナル者及外一戸、其家族四五人ト共ニトカリ沢（現今波止場附近）ニ居住セルモ、明治五年中絵鞆村へ転住セリ」（傍線筆者）との記述がある^{17）}。居住地点にくわえ「転住」の年代も一致していることから、史料一・（一）・（二）の「外苧名」は、押杵を指すものと考えて良いだろう^{18）}。

幕末の一八五四（安政元）年に作成された地図には、トツカリモイの位置に複数の家屋が描かれている（図3・2）。一八五六（安政三）年の「モロラン

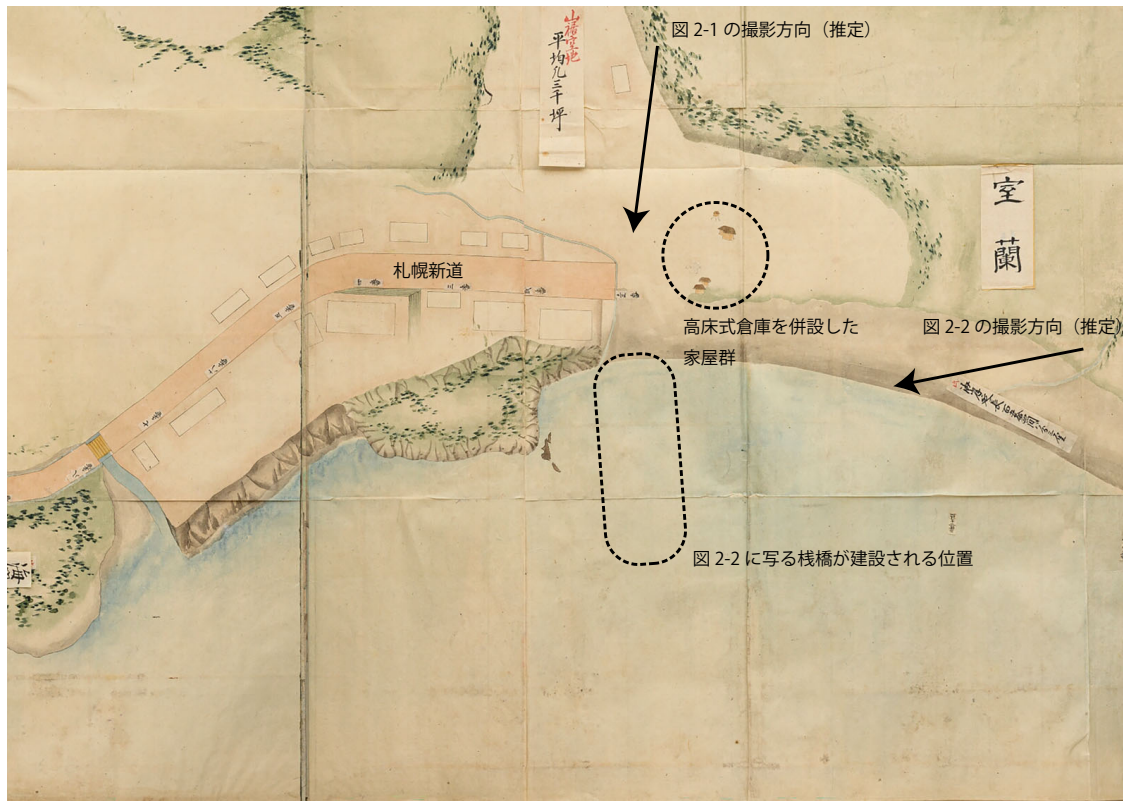


1 『新室蘭トカリモイ切開き當時の光景』[1872 (明治5) 年] (北海道大学附属図書館所蔵、部分)



2 『室蘭港ノ景』[1874 (明治7) 年以降] (北海道大学附属図書館所蔵、部分)

図2 関連資料 (1)



1 『新道出来形絵図』[1873 (明治6)年]に描かれた高床式倉庫を併設した家屋群 (北海道大学附属図書館所蔵、部分)



2 Endermo Harbour, Yezo Island, Japan Islands に描かれた集落の位置 [1854年測量、1859年印刷] (北海道大学附属図書館所蔵、部分)

図3 関連資料 (2)

場所人別」では、「トカリムイ」に居住するアイヌとして二戸十一人の記載があり、ナヌシの「倅」として「ヲヒシテクル」の名も見える¹⁹⁾。

トカリムイ

ナヌシ 五十才

倅ヲヒシテクル 十八

サケハ 十五

子供二人

メ男五人

ロクンブ 四十二才

妻モンサヨク 三十才

倅サラカセ 十才

セクロ 四才

娘シリニンセ 五才

二軒十一人 九人 女式人

ここにはシュテキハの名が見えず、「ロクンブ」²⁰⁾が記されていることから、居住者には若干の出入りがあったのだろう。しかし、遅くとも幕末期以降、数戸のアイヌがこの地に居住する状況があったにも関わらず、それを度外視する形で新道の建設が推し進められ、それによってこの地域のアイヌは従前から利用していた土地の一つから退去することを余儀なくされていたのである。

(二) トツカリモイへの移入の構想

次に取り上げるのは、『自明治三年至同五年 東部各郡 附浦川管轄・根室管轄・宗谷管轄 部類抄録附集一』（簿書・A四／四〇六）の一九件目に収録されている無題文書である。差出人は一八七二（明治五）年八月一〇日付で室蘭詰に任じられ、同月二五日に中主典となった柴沼由之で²¹⁾、文書は同年の

九月に送付されている。

【史料史料一・(二)】

室蘭詰

柴沼中主典

今般、当室蘭海湾字砥苺母衣ヨリ、札幌工新道御開二付、砥苺母衣工新道通出来候ニ付テハ人馬継立可致処、同所近傍ニ土人共永住之者無御座、人足継立差支候間、室蘭郡土人戸数六十一戸御座候内、三十一戸ハ室蘭駅通附、三十戸ハ砥苺母衣駅通附トシテ、両駅工土人戸数半数ツ、相分、通行無差支継立為仕度候二付、砥苺母衣駅通附土人三十戸、同所近傍工地割仕、移住為仕度奉存候間、小屋掛料トシテ一戸エ金二円宛御手当被下置候様仕度、依之別紙調書相添、此段奉伺候也

申九月

伺之通、尤小屋掛ケ料金五円宛被下候事

札幌新道の建設に伴い「砥苺母衣」^{トカリモイ}に新駅通を設置することとなったが、付近にはアイヌの「永住之者」がいないため、「人馬継立」に差し支えが生じる。そのため、室蘭郡内に居住するアイヌ六一戸のうち、三二戸は室蘭駅通付き、三〇戸は新たに設置される「砥苺母衣」駅通付きとした。付いては、新たに「砥苺母衣」配置となるアイヌを駅通の近傍に「地割」をおこない移住させたので、「小屋掛料」として一戸につき二円を支給したいというのである。この伺いは金額を五円に増額し、認められている。

近世の場所請負制下では、アイヌは各場所の労働力として編成されており、人馬継立も負担していた。本史料からは、近代初頭の当該地域にあつては、アイヌに近世以来の役割を担わせる状況が継続していたことが読み取れる。

この決定が実行に移されたか否かを明らかにし得る史料は未見である。相前後する時期の室蘭郡の戸口を確認すると、一八七一（明治四）年の段階で室蘭

村居住として一括して把握されていたアイヌのうち、一八七四（明治七）年にはおよそ半数のみが元室蘭村の管轄となっていたことから²²、その他の人々が「室蘭港」の管轄となっていた可能性がある。ただし、このことが実際に居住地の移転が実行されたことを示すものはなお明瞭さを欠き、今後の調査が必要である。

（二）小結

近代における官命によるアイヌの居住地の移転については、『殖民状況報文』に記載された事例などが集成されてきたものの²³、当然ながら、なお広く知られていない事例も少なくない。また、それぞれの事例について、必ずしも詳細な経緯が明らかにされていないわけではない。

本章で検討したトツカリモイの事例では、新道建設という一つの出来事をめぐって、開拓使による開発計画がアイヌの居住実態を度外視して進行し、アイヌが排除されていく側面と、アイヌを労働力と位置付け移入させようとする側面が同時に立ち現れていた。後者のような状況は、後に北海道全域で和入移民が増加し、アイヌへの労働力としての期待が喪失し、開拓の「足手まとい」と見なされ、「保護民」と蔑視されるようになって以降は見られないものである。その点においてトツカリモイの事例は、近世的な状況と近代的な状況が交錯する様相と位置付けることもできるだろう。

二 「旧土人貸与耕地」の選定と「旧土人耕地仮渡地所」

（一）「旧土人貸与耕地」の設定

三県一局時代に入ると、異常気象や乱獲による鹿の急激な減少、鮭漁の規制などにより、十勝・日高地方を中心としてアイヌの困窮が急激に深刻化した。官はこれに対し勸農を以って臨み、一八八四（明治一七）年からは「根室旧土人救済方法」、翌一八八五（明治一八）年からは「札幌旧土人救済方

法」が、ともに国費を財源として実施されたことは広く知られている。また、一八九四（明治二七）年には北海道庁により、千歳原野の「解放」に先立ちアイヌ一戸あたり一万五千坪以内の「土人保護地」を官有地第三種として存置すること、以後、殖民区画を設定する際に付近にアイヌが居住している場合には同様の措置をとることが決定されている²⁴。「保護」を謳うものの、その内実は和入移民の侵入がアイヌの生業基盤を破壊している事実を当然視しつつ、それにより困窮に追い込まれるアイヌに対しては耕地を割り当て農業に従事させるといふ、啓蒙主義的性格を強く帯びた弥縫策に過ぎなかった。

こうした一連の勸農策に基づく耕地設定の実態に関しては、十勝地方については山田が網羅的な検討をおこなない、三県時代の農耕教授地や「土人保護地」が、後に「北海道旧土人保護法」による土地下付の下敷きとなったことを明らかにしているほか、旭川近文原野や新十津川周辺の事例に関する詳細な研究が進められてきた²⁵。しかし、その他の地域については、「救済方法」が着手されなかった石狩郡で、アイヌが従来から利用して来た耕地が将来の農耕教授候補地として扱われたことを示す史料が注意されるなど、研究が進みつつあるとはいえず、情報はなお断片的である。

室蘭郡については、『室蘭市史 上巻』に「札幌旧土人救済方法」に関する言及があり、「此の令達」に基づいて絵鞆村に四九〇〇坪、小橋内に三四〇〇坪、シクヂシに三六〇〇坪、輪西各村に五九六〇〇坪の土地を「選定」したものの、廃置置庁により一時中止に至ったとされている²⁶。さしあたり、この記述に対する実証研究が必要である。

ここで取り上げるのは、廃置置庁に伴い一八八六（明治一九）年二月八日付で元室蘭外三郡（室蘭・幌別・有珠・虻田郡）郡長田村頭允が元札幌県令代理佐藤秀頭に対し提出した『明治十九年二月 廃置置庁引継書』（簿書…A五、二／一七・一八）に含まれる、「室蘭郡絵鞆村旧土人貸与耕地選定処分未決引渡目録」である。

【史料二】

処分未決目次

室蘭郡絵鞆村

一 旧土人貸与耕地撰定ノ件

本件ハ、明治十六年六月十三日札幌県勸業課通「達」第貳項ニ基キ、旧土人へ授産ノ為メ、別紙略図ノ通予メ区域ヲ定メ、各戸へ分賦貸与、農事ニ従事セシメンコトヲ謀リ、計画シタレトモ、未タ実施前ニ付未決

右及御引渡候也

明治十九年二月

室蘭元郡長田村顕允（印）

付図六点は図4〜6に示した。

史料中に記される「明治十六年六月十三日」付の札幌県勸業課通達については経緯を把握しきれていないものの、この当時、札幌県内部ではアイヌの土地に関する議論が度々なされ、同年三月に開催された郡区長集会では、「旧土人ノ戸数ニ応シ、其開墾シ得ヘキ地所ヲ撰ヒ、漸次割渡スヘキモノトシ、当分ノ官用地又ハ共有地ト定メ置」ことが決定していた²⁸。こうした方針に基づき、廃県置庁までのいずれかの時点で支庁に対し「貸与耕地」の選定が指示されていた可能性がある。この点、今後の課題である。

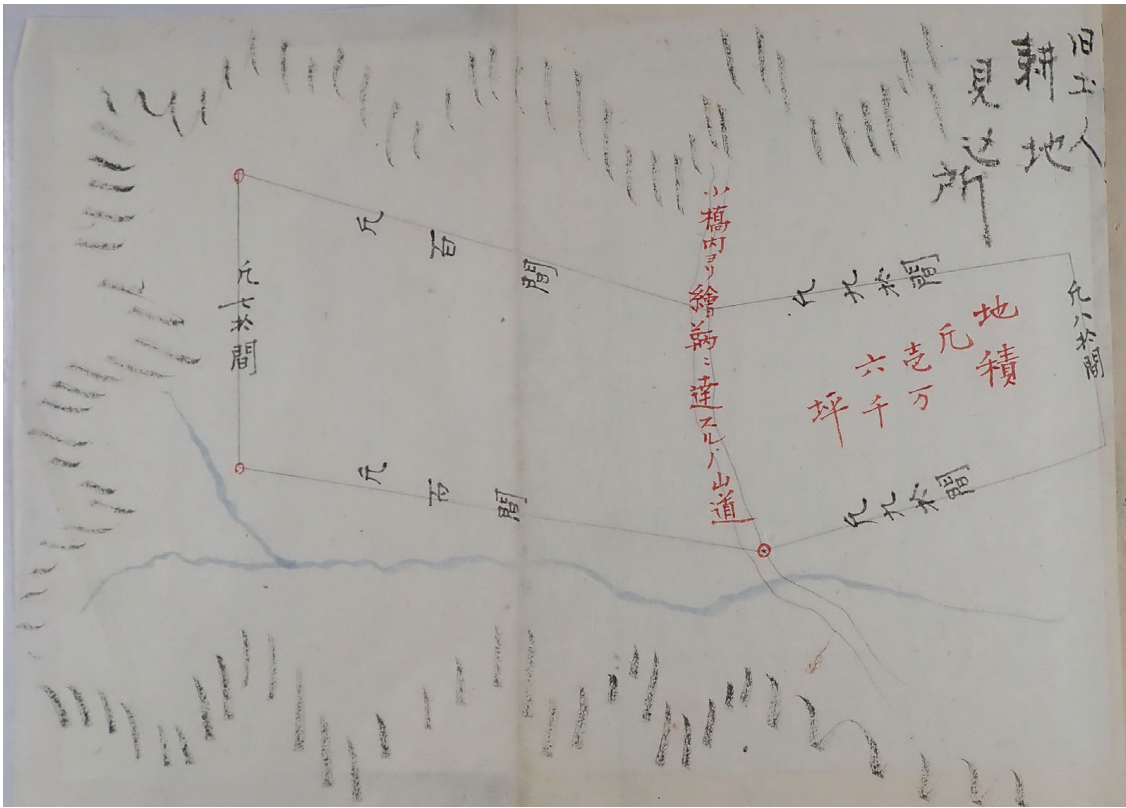
(二) 小結

本章で紹介した史料と『室蘭市史 上巻』の記述を比較すると、絵鞆村のある地区に四九〇〇坪（図5-1）。字小橋内に三四〇〇〇坪（図5-2）など、地区・面積が一致する部分もあるものの、食い違いも少なくない。市史が依拠した史料の特定と、関連史料の照合が必要である。

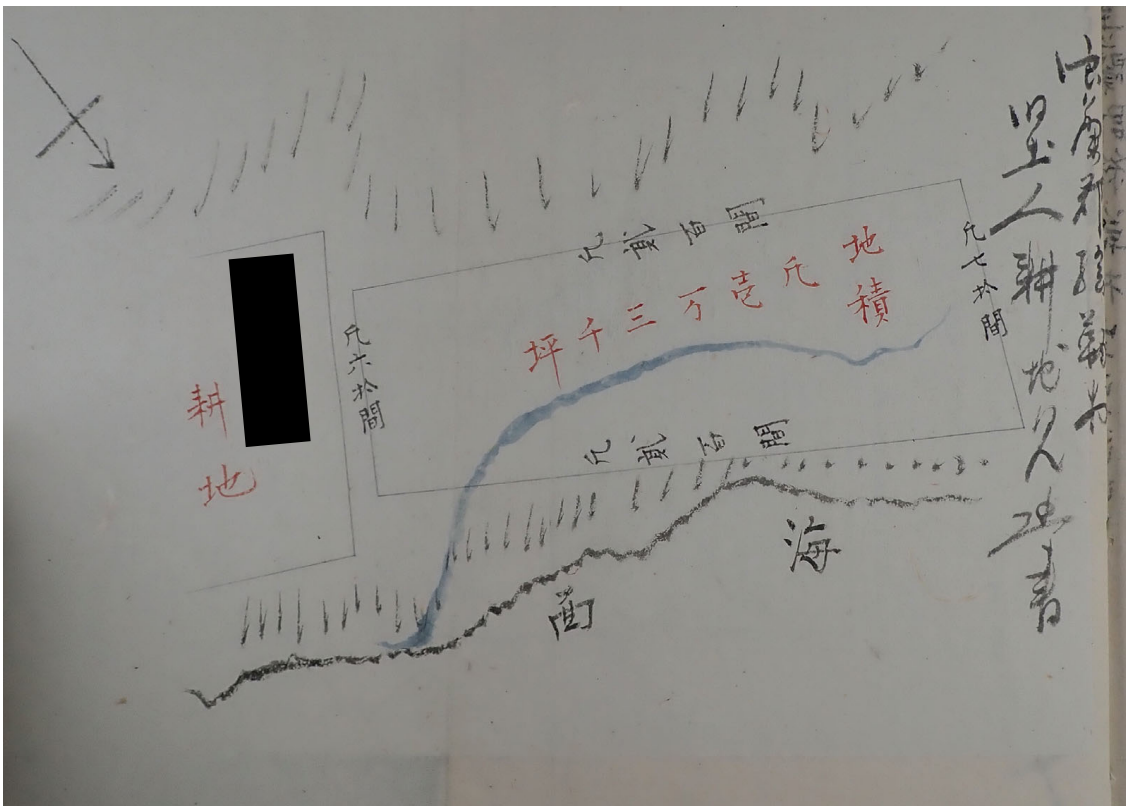
また、室蘭郡では近代初頭にはアイヌが少なくとも計八町四反拾式歩の土地を耕作していた記録があるが、それらの土地が地租創定の時点で私有地化、

官有地第三種への編入がなされていた形跡はない²⁹。こうした従前の耕地と「貸与耕地」との連続性の有無の確認も、重要な論点となるだろう。

本史料が綴られたのと同じ簿冊には、虻田郡虻田・弁辺・礼文華村、幌別郡幌別・登別・鷲別村について、絵鞆村とほぼ同内容の文書・図面が綴られている。一方、同じ室蘭郡内でも輪西村・室蘭村については、人名が記入された「仮渡」状況に関する地図が作成されている（図7）³⁰。このように、札幌県廃止の時点で、「勸農」の実施状況には管内でもばらつきがあったものとみられる点にも、注意しておきたい。

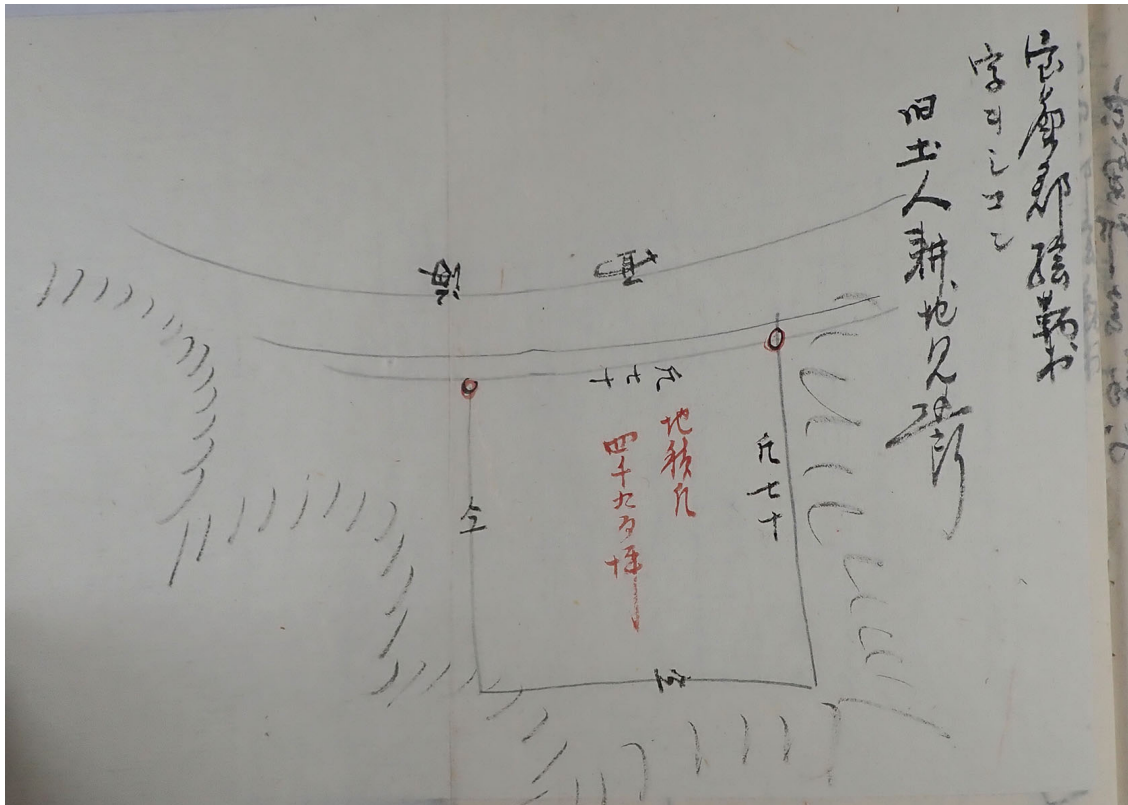


1

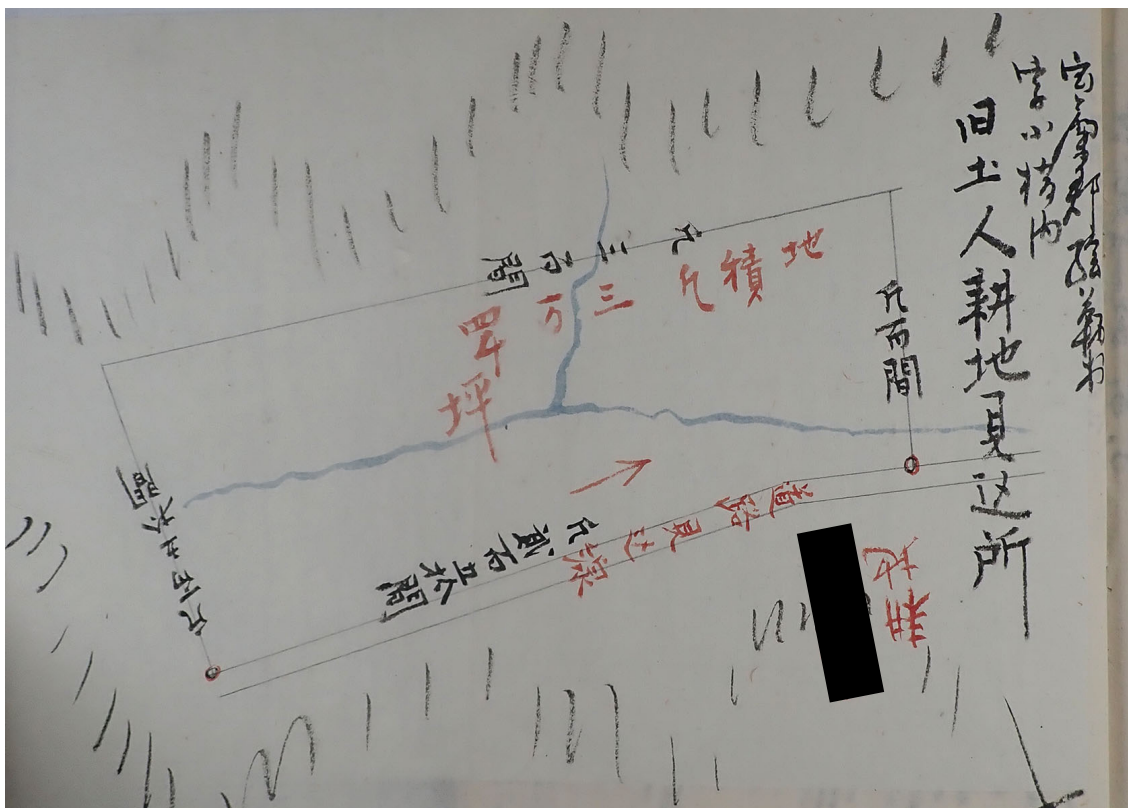


2

図4 室蘭郡絵鞆村に設定された「耕地見込所」(1) (個人名は黒塗りとした)

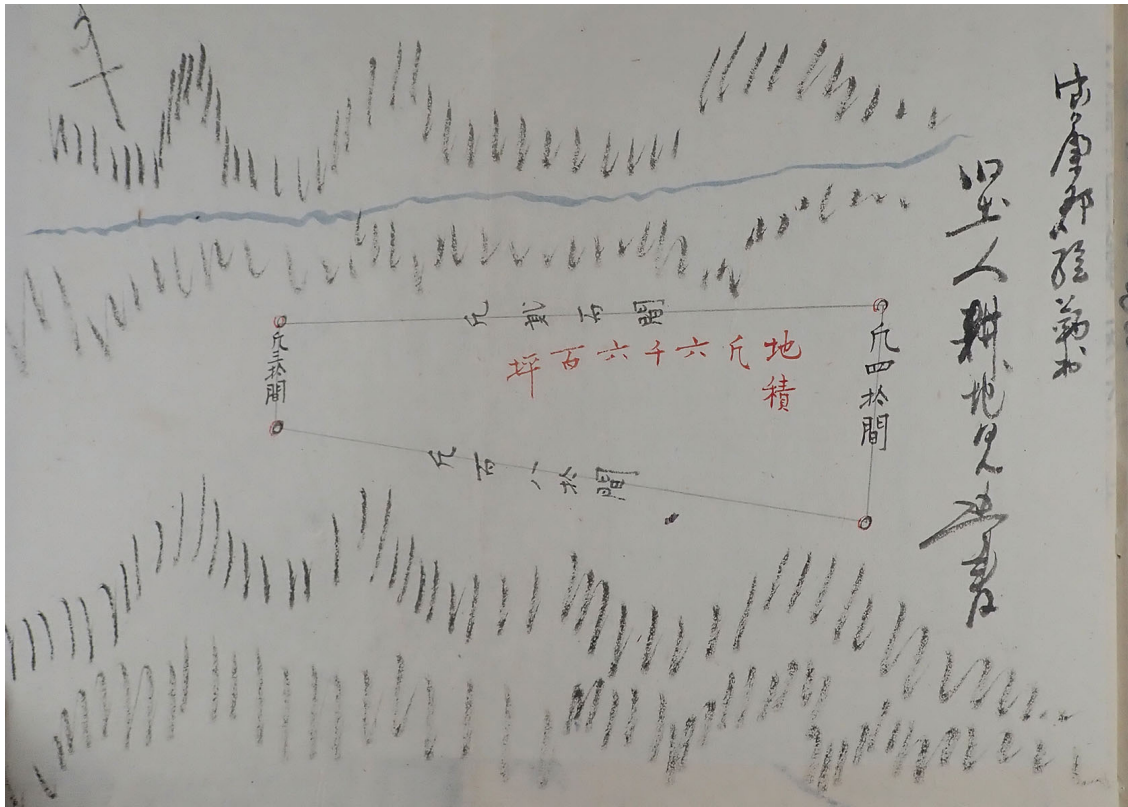


1

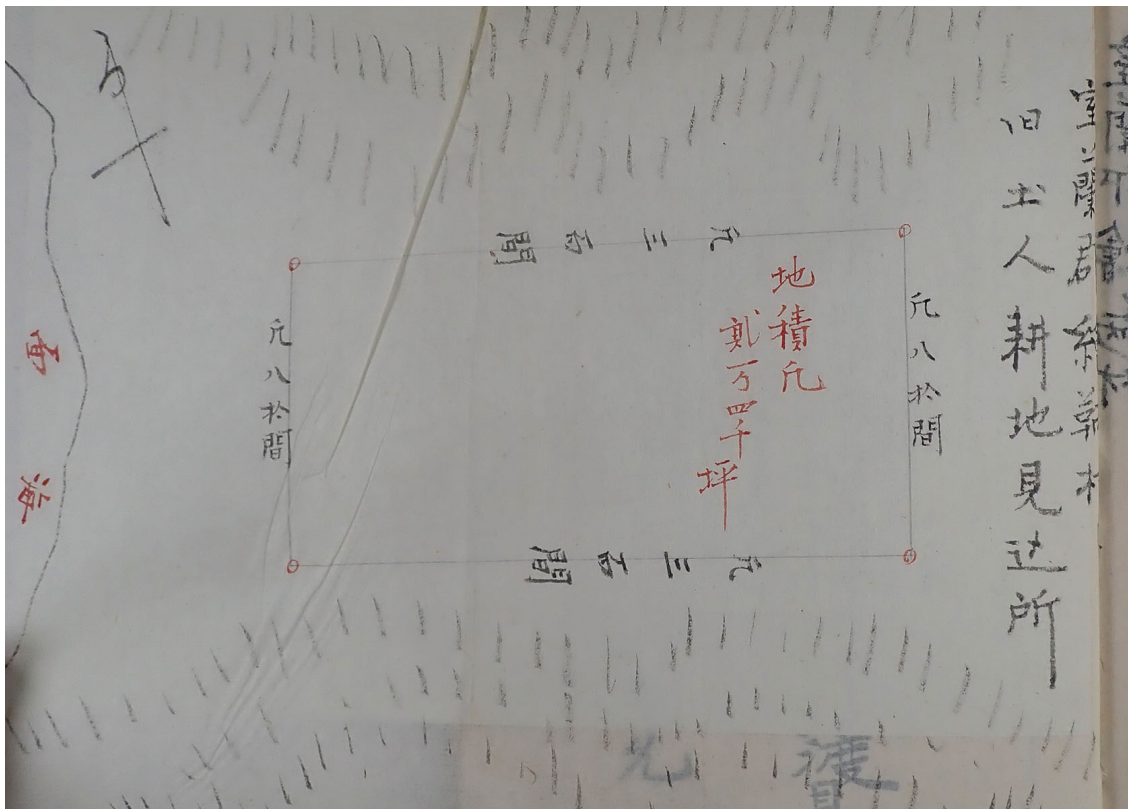


2

図5 室蘭郡絵鞆村に設定された「耕地見込所」(2) (個人名は黒塗りとした)

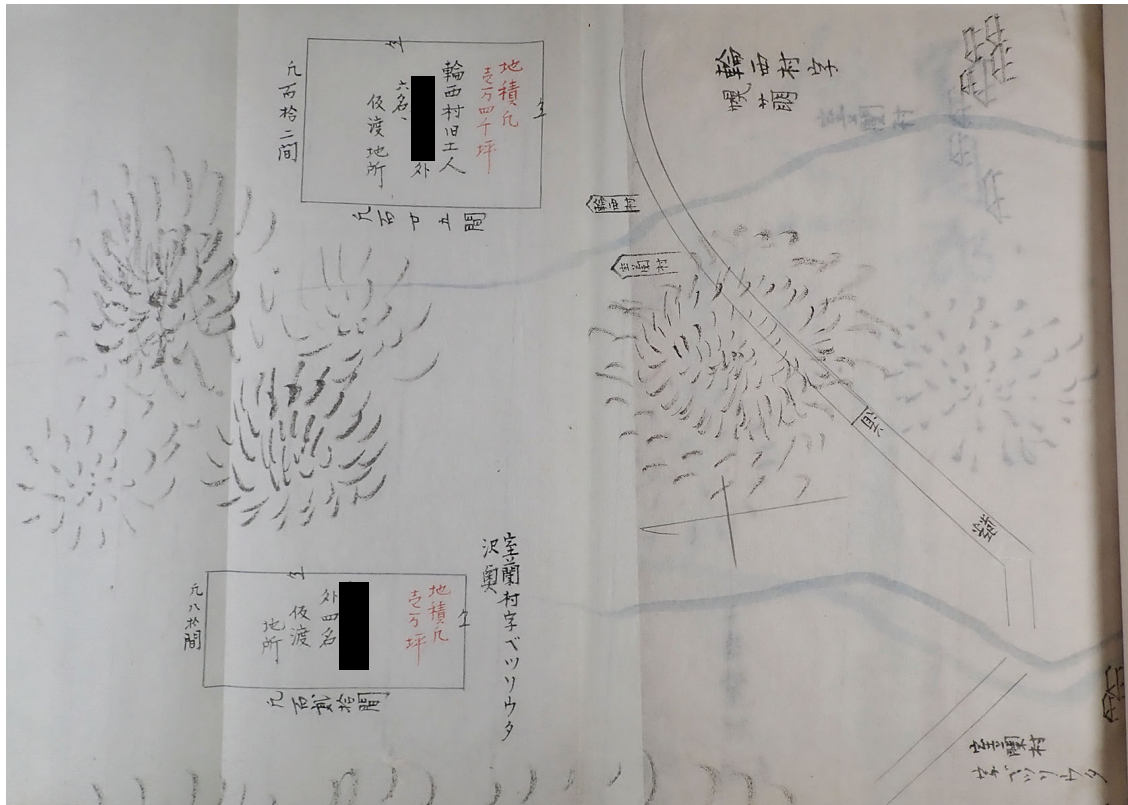


1

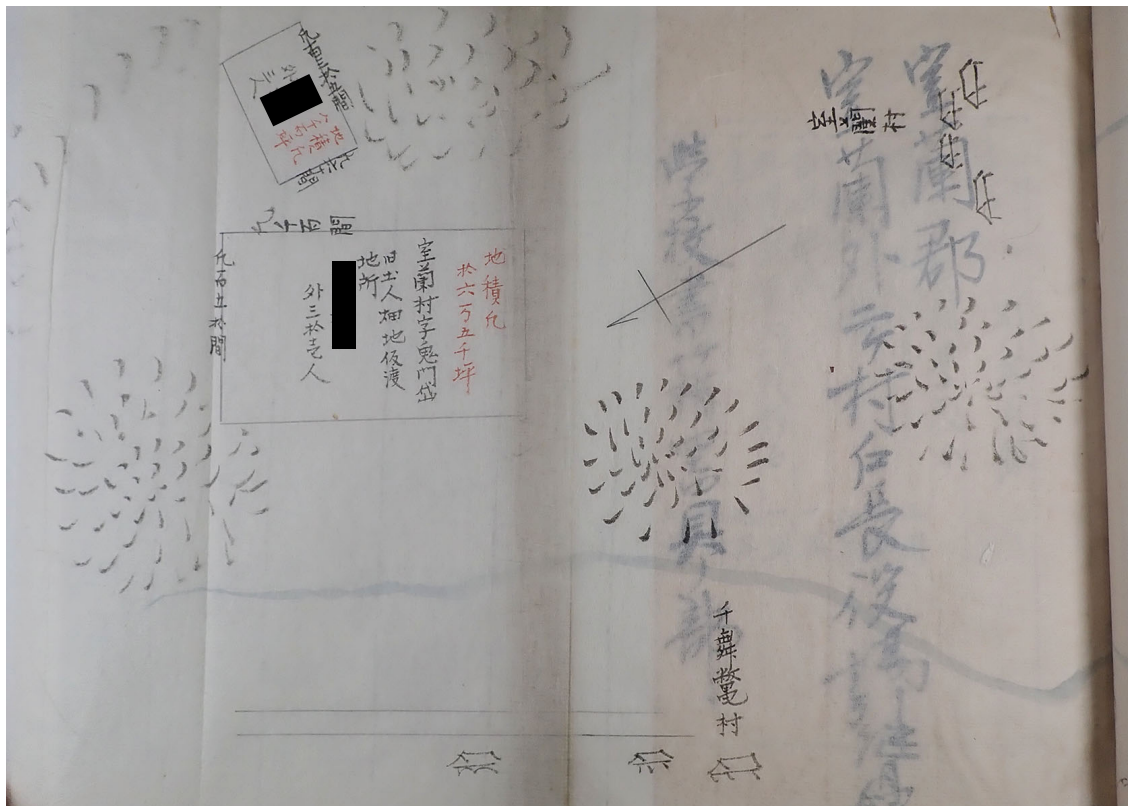


2

図6 室蘭郡絵鞆村に設定された「耕地見込所」(3)



1



2

図7 室蘭郡室蘭村・輪西村の「畑地仮渡地所」(個人名は黒塗りとした)

三 北海道旧土人保護法による土地下付

(一) 室蘭郡における施行実態に関する先行研究と課題

北海道旧土人保護法（一八九九（明治三二）年三月一日法律第二七号、以下「保護法」）の第一条「北海道旧土人ニシテ農業ニ従事スル者又ハ従事セムト欲スル者ニハ一戸ニ付土地

一万五千坪以内ヲ限り無償下付スルコトヲ得」による土地下付の実態に関しては、十勝地方、後志地方に関する比較的詳細な分析があるほか、山越郡・白老郡の状況に関する概観がなされており³¹⁾、土地下付の経緯にかなりの地域差があったことが明らかになってきている。

室蘭郡の状況については『室蘭市史 下巻』は、「市内絵鞆及輪西方面」に居住するアイヌに対し、一九〇三（明治三六）年〜一九一八（大正七）年にかけて一四二件、計一六六町二七歩の土地を下付し、アイヌに「自営自活の途を講ぜし」めたとする（表1）。またその後、絵鞆周辺で

表1 『室蘭市史』記載の下付件数・面積

年度	件数	面積（坪）	一件平均面積（坪）
1903（明治36）年	5	7,389	1,478
1909（明治42）年	4	3,494	874
1910（明治43）年	16	32,704	2,044
1911（明治44）年	26	35,271	1,357
1912（明治45／大正元）年	30	141,738	4,725
1914（大正3）年	32	207,458	6,483
1916（大正5）年	8	25,365	3,171
1918（大正7）年	2	19,191	9,596
不明	18	25,327	1,407
計	141	497,937	3,531

※明治45年と大正元年分は合算した。本文中に記載された「142件、166町27歩」（＝498,027坪）とは件数・面積とも一致しない。

は一九二二（大正十一）年に至っても、「手続き上の遅延より給与地を有せざる」状態にあった二十数名のアイヌが、所有権確認請求を札幌地方裁判所に提出したことを受けて、北海道庁・室蘭区は絵鞆一八戸、祝津志二戸、小橋内一戸のアイヌに対し、訴訟を取り下げさせ、一九二五（大正一四）年に無償下付を実施したとしている。ただし、この下付地は下付から二年後には函館市の和人が土地の買収を計画し、一九二八（昭和三）年一〇月に、一七名の土地二一町六反七畝が二万円で売却されたともいう³²⁾。

「保護法」第一条により下付された土地のうち、開墾に成功しなかった土地は、同法「第三条 第一条ニ依リ下付シタル土地ニシテ其ノ下付ノ年ヨリ起算シ十五箇年ヲ経ルモ尚開墾セサル部分ハ之ヲ没収ス」による没収処分の対象となった。山田伸一はこの条文の実際の適用状況について、北海道立文書館が閲覧制限措置を開始する以前に網羅的な調査をおこない、検討を加えている。山田によれば、室蘭郡では一九三九（昭和一四）年までに四九町〇三二一歩の没収が確認できるという³³⁾。また、成功とされたうち一件は、下付面積一町一五〇二歩のうち実際の開墾面積は四八〇〇歩に過ぎず、残りは「傾斜地デ地味不良」のため植樹地となっていたものについて、「土地ノ状況ヨリシテ余儀ナキモノ」として成功地として扱ったものだったという³⁴⁾。

(二) 輪西村字幌萌における土地「下付」

まず紹介するのは、室蘭支庁が作成した『明治四十三年自一月至七月 旧土人地ニ関スル書類』（国有未開地処分法完結文書…A七・二Bイブ一四八）の一〇件目に綴られた「旧土人土地下付願」と題する一連の文書で、翻刻にあたって時系列順に並べ替えた。

内容は、輪西村と元室蘭村に住む一〇名（以下…人物1A〜J）が、一九〇六（明治三九）年二月〜一九〇八（明治四一）年七月に、輪西村字幌萌における「保護法」第一条による土地下付を願し、戸長の副申、事業手による実地調査を経て、人物I・J二名分を除き、八名分一二筆が一九一〇（明

治四三) 年三月一日付で許可されたものである。出願書類、副申は許可された八名分が綴られており、うち冒頭に綴られた人物 I A 分のみを翻刻した。

【史料三・(一)】

① 出願

土地下付願

胆振国室蘭郡輪西村字幌萌

一 未開地九反一畝廿五歩 九百五十八坪

外

下付出願地 参千坪 畑ノ目的

明治参拾九年十二月廿五日輪西村字幌萌ニ於テ畑ノ目的ヲ以テ下

付出願中

右ハ農業ニ従事致度候間、北海道旧土人保護法第一条ニ依リ無償下附被成下度、別紙図面及家族調相添へ、此段奉願候也

明治四拾年四月二十七日

北海道室蘭郡輪西村字幌萌番外地

〔人物 I A〕[㊤]

北海道庁長官河島醇殿

〔本書経第三〇号〕

「明治四拾年五月一日經由」[㊤]

(図面、家族調、印鑑証明願省略)

② 副申

(のど一行判読不能)

明治四十三年二月二十六日

輪西外二ヶ村戸長[㊤]

室蘭支庁長殿

左記及回答候也

客年五月五日室拓第一九二号ヲ、旧土人土地下付地願書不備ノ件、整備方御照会ニ依リ、夫々許可別紙意見書共ニ願書十三通再出致候、尚七通不用ノ分ハ各自ニ返戻ス
(申請内容一覽省略)

右旧土人保護法ニ依リ土地下付願出ニ付、事実取調候処、前記ノ土地ハ先代ヨリ居住開墾シツ、アルト、又土人下付予定地等ニシテ、彼等既に既得権ヲ得タルガ如キ觀ヲ有スル土地ニシテ、他ニ出願者モ無之、且ツ法第一条ノ制限以内ニ有之候条、御詮議ノ上御下付相成候様致度、此段意見開陳候也

明治四十三年二月二十六日

(のど一行判読不能)[㊤]

室蘭支庁長服部慶太郎殿

③ 調書

別紙「人物 I A」外七名土地下付願ニ対シ実地調査スルニ、左記ノ通りニ有之候条、一件書類相添此段上申候也

明治四十三年三月五日

室蘭支庁長服部慶太郎殿

事業手 尾寄 寛[㊤]

- 收受年月日 四〇年五月三日
- 番号 第一六九三号
- 町村原野 輪西村字幌萌
- 目的地目 畑
- 出願地積 二九五八坪
- 実測地積 〇・九一二五歩

■ 土地ノ状況及意見 草原地ニシテ耕地ニ適ス、土地ニ対シテハ何等
支 障ナシ、願人ハ旧土人ニシテ、一戸ヲ経営シ、農業ヲ以生計之基
礎トナサムトスルモノ也、許可ノ意見

■ 氏 名 「人物1A」

(七名分省略)

別紙輪西村戸長之意見書ニ列記セルモノノ中、「人物1I」ノ分三通、
「人物1J」ノ分一通ハ之ヲ除キタリ

④ 許可

文書番号 室拓第一四三号

件名 土地下付許可之件

輪西村字幌萌ニ於ケル「人物1A」外七名(旧土人)ヨリ名土地下付出
願ニ対シ調査ヲ遂ケ候処、別紙上申書ノ通り何等支障無之ヲ以テ、左案
ニ準シ許可相成可然哉

(文案省略、八名分目録は表2参照)

本件により下付された土地は、計一六一五三坪である(表2)。「室蘭市史」
は当該年度の下付を一六件三二七〇四坪としており(表1)、その記述を受け
入れれば、約半分が把握できたことになる。

申請書には、当該申請の他の下付・貸与出願の有無、ないし許可済の土地の
有無が記載されており、人物1Aは「保護法」により村内で一町(三〇〇〇
坪)の下付を申請中と記載されている。ただし、その許否は不明である。他七
名については、出願中、許可済の土地はないとされている。

副申には、申請地が「先代ヨリ居住開墾シツ、アル」ものであり、「土人下
付予定地等」として「既ニ既得権ヲ得タルガ如キ観ヲ有スル」状況と記されて
いる。ここから、本件の場合には、「保護法」による土地の下付は実際には既
存の耕地を追認するものだったことが確認できる。この土地は、札幌県期に設

定された「輪西村旧土人仮渡地所」(図7-1)と連続性を有する可能性があ
る。

副申が他に出願者がいないこと、「保護法」第一条の制限面積以下であるこ
とを述べているという点は、裏を返せば、「下付予定地」の官有地第三種とし
ての存置は北海道庁内の申し合わせ事項に過ぎず、法的な裏付けを有しない以
上、第三者により国有未開地処分法等による出願がなされればそちらが許可さ
れる可能性も排除できない構造にあったこと、仮に「保護法」の制限面積を上
回る場合には、「先代ヨリ居住開墾」していた土地であっても「下付」は認め
られないという実質的な制約としてこの条文が作用することがあり得たことを
示している。

表2 本稿で検討した「保護法」第一条による土地下付出願事例

史料	人物	下付出願年内容		既存の所有地		新規許可との 合計(坪)	備考
		出願年月日	箇所 許可面積(坪)	箇所 面積(坪)	種別		
史料三 - (一)	1A	M40.4.27	輪西村字幌萌 2,755				出願時に同地で他に3,000坪の下付を申請中、結果は不明
	1B	M40.4.27	輪西村字幌萌 2,572				他に出願地・貸付地・所有地なし
	1C	M41.7.30	輪西村字幌萌 3,968				他に出願地・貸付地・所有地なし
	1D	M39.12.1	輪西村字幌萌 1,484				他に出願地なしとの記載を削除
	1E	M39.11.1	輪西村字幌萌 344				他に出願地・貸付地・所有地なし
	1F	M39.12.1	輪西村字幌萌 364				他に出願地なし
	1G	M39.12.1	輪西村字幌萌 781				他に出願地・貸付地・所有地なし
	1H	M39.12.1	輪西村字幌萌 3,885				他に出願地・貸付地・所有地なし
	1I	不明	輪西村字幌萌 0				許可から除外されており詳細不明
	1J	不明	輪西村字幌萌 0				許可から除外されており詳細不明
史料三 - (二)	2A	M44.7.5	元室蘭村字コタンバ 1,092	元室蘭村 9,000	下付	10,092	既存の所有地は空地成功
	2B	M44.7.5	元室蘭村字コタンバ 930				
	2C	M44.7.5	元室蘭村字コタンバ 227				
史料三 - (三)	3A	T1.10.7	元室蘭村字キモントイ 5,184	字コタンバ 2,432	下付		
	3B	T1.10.7	元室蘭村字キモントイ 10,027	字コタンバ 930	下付	10,957	2Bと同一人物
	3C	M45.1.20	元室蘭村字キモントイ 5,849	字コタンバ 2,744	下付	8,593	
	3D	M45.1.2	元室蘭村字キモントイ 11,327	字コタンバ 1,778	下付	13,105	
	3E	M45.1.30	元室蘭村字キモントイ 8,231	字コタンバ 1,725	下付	9,956	2Cと同一人物、 コタンバにおける227坪の下付申請との関連は不明
	3F	M45.1.10	元室蘭村字キモントイ 7,168	字コタンバ 3,145	下付	10,313	
史料三 - (三)	3G	M45.7.2	元室蘭村字キモントイ 5,178	字コタンバ 1,092	下付	6,270	2Aと同一人物、 単純に合計すれば計15,270坪で保護法の上限を越える
	3H	M45.1.13	元室蘭村字キモントイ 7,773	字ムロラン 3,574	下付	11,347	
	3I	M45.1.6	元室蘭村字キモントイ 5,690				
	3J	M45.1.9	元室蘭村字キモントイ 5,760	字コタンバ 576	下付	6,336	
	3K	T1.8.1	元室蘭村字キモントイ 5,689				
	3L	T1.8.20	元室蘭村字キモントイ 5,841				
	3M	M45.1.3	元室蘭村字キモントイ 6,544	字コタンバ 1,098	下付	7,642	
	3N	M45.1.10	元室蘭村字キモントイ 11,087	字ムロラン 2,936	下付	14,023	
	3O	M45.1.15	元室蘭村字キモントイ 5,001	字ムロラン 27	下付	5,028	
	3P	M45.1.15	元室蘭村字キモントイ 6,597	字ムロラン 1,333	下付	7,930	
3Q	M45.1.7	元室蘭村字キモントイ 5,188	字ムロラン 1,280	下付	6,468		
3R	M45.1.14	元室蘭村字キモントイ 10,307	字ムロラン 2,083	下付	12,390		
3S	M45.1.15	元室蘭村字キモントイ 5,488	字ムロラン 1,523	下付	7,011		
3T	M45.1.9	元室蘭村字キモントイ 5,113	字キモントイ 2,913	下付	8,026		
3U	T1.8.8	元室蘭村字キモントイ 7,776					
計						165,220	

(二) 元室蘭村字コタンバにおける土地「下付」

次に紹介するのは、室蘭支庁が作成した『自明治四十五年二月至大正元年九月 旧土人地書類』（国有未開地処分法完結文書・A七・二Bイブ一五〇）の七件目に収録された一連の文書で、翻刻にあたって時系列順に並べ替えた。

元室蘭村に住む三名（以下…人物2A・B・C）が、一九一（明治四四）年七月五日付で同村字コタンバに於ける「保護法」第一条による土地下付を出願し、翌一九一（明治四五）年五月二一日付室蘭支庁指令第二六三号で許可されている。出願書類及び副申については筆頭に綴られた人物2A分のみを翻刻した。

【史料三・(二)】

① 出願

土地下付願

胆振国室蘭郡元室蘭村字コタンバ

一 未開地三反六畝拾二歩

外

元室蘭村ニ於テ下付地三町歩アリ全地成功

土地下付売払貸付出願中ノモノナシ

右ハ農業ニ従事致度候間、北海道旧土人保護法第一条ニ依リ無償下付被成下度、別紙図面及家族調相添へ、此段奉願候也

明治四十四年七月五日 北海道胆振国室蘭郡

元室蘭村 ■■■ 番地

〔人物2A〕④

北海道庁長官河島醇殿

〔経第一四八号〕

〔明治四十四年七月六日經由〕④

② 副申

明治四十四年七月六日

輪西外二ヶ村戸長尾崎春松④

室蘭支庁長服部慶太郎殿

旧土人土地下付願ニ対スル副申

管内元室蘭村旧土人〔人物2A〕ヨリ、元室蘭村字コタンバ未開地三反六畝拾二歩下付願出ニ付、調査候処、北海道旧土人保護法第一条ノ制限以内ニシテ、一戸ヲ構へ農業ニ従事スルモノニ付、御下付相成候様致度、此段副申候也

③ 調書

左記土地下付願実地調査済ニ付、一件書類相添此段上申候也

明治四十五年一月四日

事業手 田中武磨④

室蘭支庁長殿

■ 收受年月日 四十四年七月七日

■ 番号 四五

■ 目的地目 畑

■ 出願反別 三六一二

■ 実測反別 三六一二

■ 願人氏名 「人物2A」

■ 土地ノ沿革及状況 本地ハ在来ノ未開地ニシテ農耕ニ適セル箇所ニシテ何等支障ナシ

■ 願人資格 貸付地売払地ナク下付地三町歩アリ全地成功セリ又本人ハ農業熱心ノモノナリ

■ 調査員意見 保護法第一条ノ制限以内ニシテ何等支障無之ニ付下付相成候様致度候

相成候様致度候

④ 許可

文書番号 室拓第四五号

件名 旧土人土地下付願之件

室蘭郡元室蘭村ニ於ケル旧土人「人物2A」外 名土地下付願ニ対シ、
実査セシメラレ候処、願地ハ孰レモ在来ノ未開地ニシテ、且ツ願人等ハ
農業熱心ナルモノニ付、左案ヲ以テ許可相成可然

(文案省略、三名分目録は表2参照)

本件により下付された土地は、人物2A…三反六畝一二歩(一〇九二坪)、
2B…三反一畝(九三〇坪)、2C…七畝十七歩(二二七坪)(表2)である。
2Aはこの申請以前に「保護法」により村内で三町(九〇〇坪)の下付を受
けており、新規下付と合わせて所有地は一〇〇九二坪に達するものの、同法が
規定する上限面積の一五〇〇〇坪に対して三分の二強に留まる。2B・2C
は、当該申請書の作成時点では出願地の他に土地を所有していない。

(四) 元室蘭村字キモンタイにおける土地「下付」

続いて紹介するのは、室蘭支庁が作成した『大正元年十二月 旧土人土地下
付ニ関スル書類』(国有未開地処分法完結文書…A七・二Bイブ三三三「合冊
の三」)の四件目に綴られた一連の文書で、翻刻にあたって時系列順に並べ替
えた。

元室蘭村に住む二一名(以下…人物3A-U)が、一九一二(明治四五・大
正元)年に同村字キモンタイに於ける「保護法」第一条による土地下付を出願
し、同年に許可されている。出願書類、副申は二一名分が個別に作成されてお
り、うち冒頭に綴られた人物3A分のみを翻刻した。

【史料三・(三)】

① 出願

土地下付願

胆振国室蘭郡元室蘭村字キモンタイ

未開地壹町七反貳畝貳拾四歩

大正元年十月 日 事業手
一七二四歩 赤塚玉治良 ㊦

外明治四拾四年拾壹月貳拾八日室蘭郡元室蘭村字コタンバ

■■■■番地 壹反六畝拾貳歩
■■■■番地 六反四畝貳拾歩 保護法ニ依リ許可ノ分

右ハ農業ニ従事致居候所、地積不足ニ付キ北海道旧土人保護法第一条ニ
依リ無償下付被成下度、別紙図面及家族調相添へ、此段奉願候也
明治四拾五年七月貳冊

大正元年拾月七日

北海道室蘭郡元室蘭村

■■■■番地

戸主農業 「人物3A」㊦

北海道庁長官石原健三殿

(申請地略図・家族調省略)

② 副申

大正元年十月七日

輪西外二ヶ村戸長本間直㊦

室蘭支庁長服部慶太郎殿

旧土人土地下付願ニ対スル副申

部内(元室蘭)村(旧土人「人物3A」)ヨリ(元室蘭)村字(キモン
タイ)ニ於テ未開地(壹町七反二畝廿四歩)下付出願ニ付調査候処、北
海道旧土人保護法第一条ノ制限以内ニシテ、一戸ヲ構へ農業ニ従事スル
モノニ付、御下付相成候様致度、此段副申候也

※()部分以外が予め印刷された用紙が使用されている。

③ 調書

左記「人物3A」外廿〇名土地下付出願ニ対シ実地調査済ニ付書類相添
 此段上申候也
 大正元年十月十八日 北海道庁事業手 赤塚玉治良^④
 室蘭支庁長殿

■ 出願箇所 元室蘭村字キモンタイ

■ 土地ノ沿革及状況 本図地ハ土人保護法ニヨリ下付ノ見込ヲ以テ、
 曩ニ給与地トシテ予定シアル箇所ニ付、土地ニ対スル支障ナシ、而
 シテ本地ハ在来ノ未開地ニシテ樹木ナシ、地味ハ肥沃ナラザルモ耕
 地ニ適ス

■ 願人資格 願人ハ何レモ旧土人ニシテ、本地起業ニ堪ユル労力ヲ有
 ス、仍而確實ニ成功スルモノト認ム

■ 調査員意見 前項ノ通りニ付御許可相成候様致度

(二二名分実地調査結果一覧(内一名分抹消)省略)

④ 許可

(欄外)「本件保存登記ヲ要ス」
(朱書)

文書番号 室拓第三一号

件名 旧土人土地下付願之件

元室蘭村字キモンタイニ於ケル「人物3A」外二十名土地下付願ニ対
 シ、実地調査セシメラレ候処、本地ハ曩ニ旧土人給与予定トシテ設定セ
 ラレタル箇所ニシテ、之ヲ下付スルモ何等支障無之被認候条、例文ニ依
 リ御許可相成候可然哉
 (二二名分目録は表2参照)

本件では、申請者二一名中一七名が前年までに別地点で下付を受けており、
 下付面積の不足を補う意味があったものとみられる。

ここに記された内容を『室蘭市史』の記述と比較すると、『市史』ではこの年
 度の下付件数を三〇件としているのに対して、本史料から把握できたのは二一
 件分に過ぎないにも関わらず、下付面積の合計は本史料のみで『市史』の数値
 を上回っている。『市史』の統計値についても、今後の検証が必要であろう。
 また、下付地には「曩ニ給与地トシテ予定シアル箇所」があられたとされ
 ており、これが一八八六(明治一九)年以前に「鬼門岱」に設定されていた
 「旧土人畑地仮渡地」(図7-2)と連続性を有するの否かについても、検証
 が今後の課題である。

(五) 絵鞆村における土地付与の陳情

次に紹介するのは、室蘭支庁が作成した『大正三年自十一月至十二月 旧
 土人土地下付書類』(国有未開地処分法完結文書…A七・二Bイブ三三四)の
 二九件目に収録された「土地付与願ニ対スル陳情書ノ件」で、四点の文書から
 構成されており、時系列順に並べ替えた。

絵鞆村に居住する三一名が、一九一四(大正三)年三月三日付で、「現在居
 住ノ宅地」及び「農耕地」の「付与」を求める陳情書を北海道庁長官宛てに提
 出したことを受けて、長官から室蘭支庁長に対し事情を取り調べるよう指示が
 なされ、これを受けた支庁が、当該地がアイヌが「父祖ノ代」から使用して来
 た「無願開墾地」である旨を回答したものである。支庁長名の回答に対し、本
 庁拓殖部長は「可然御処理」を指示している³⁵。

【史料三・(四)】

①

陳情書

私共儀

胆振国室蘭郡室蘭町大字絵鞆村ニ祖先以来幾百年間居住致シ、漁業及農
 耕ニ従事致居り候得共、未夕自己所有地トシテ與ヘラレタルモノ無之、

現在居住ノ宅地モ、亦農耕地モ、完全ナル所有地ヲ有セズ、如是ハ我等愚蒙ノ結果トハ乍申、実ニ遺憾ノ極ニ御座候、去ル明治四拾「貳」年、連絡図調製ノ為メ御実測ノ節、付与出願ノ処、室蘭支庁ニ於テ、道庁ヨリ所分停止ヲ命ゼラレタリト被申聞、爾来其俣ニ致居候処、近来私共ノ占有ノ農耕地ヲ他ニ墾食セラル、虞有之、加之同族間ニ於テモ、土着心ヲ失フ者無之ニモ不限儀ト被存ニ付、特別ノ御詮議ヲ以テ、付与ノ儀御許可相成候様致度、連署ヲ以テ此段及陳情候也

大正参年

胆振国室蘭郡室蘭町大字絵鞆村字アルトル

(五名氏名・押印省略)

全上字シクズシ

(二名氏名・押印省略)

全上字ヲハシナイ

(一名氏名・押印省略)

大字絵鞆村

(二十一名氏名・押印省略)

全上字ヲハシナイ

(一名氏名・押印省略)

全上字絵鞆村

(一名氏名・押印省略)

北海道庁長官中村純九郎殿

②

土地付与出願ニ関スル件

室蘭郡絵鞆村ニ於テ土地付出願中ノ趣ヲ以テ■■■■外三十名ヨリ別紙陳情書直接提出ニ付、事情御取調回到相成度、此段及照会候也

大正三年三月三日

拓殖部長西村保吉[㊤]
室蘭支庁長殿

③

(欄外 支庁長[㊤] 主席[㊤])

大正三年四月即日決済 四月十五日提案 即日發送 新尾事業手[㊤]
室拓第三〇七号

發付先 拓殖部長 發付者 支庁長 淨写[㊤] 校正[㊤]

件名 土地付与出願ニ関スル件

三月三日拓殖第一六九四号ヲ以テ別紙■■■■外三十名陳情書ニ関シ、御照会ニ付取調候所、願人等ハ総テ旧土人ニシテ、莊記何レモ父祖ノ代ニ原始的ニ開墾シ今日迄耕作シ来レル無願開墾地ヲ有スルモノニ有之、且願人中左記ノ者ヲ除クノ外ハ(一行判読不能)段及回答候也

記

明治四十二年九月二十八日売払出願

全四十二年三月二日返付

全四十一年七月一日下付出願

全四十三年三月二日返付

全四十一年八月十九日売払出願

今ニ其俣也[㊤]「大正四年三月廿五日返付」

全四十一年九月十一日売払出願

全四十三年三月二日返付

全四十年十月二十五日下付出願

全四十三年三月二日返付

全四十一年八月二十六日売払出願

全四十三年三月二日返付

全四十年五月二日下付出願

全四十三年三月二日返付

④

土地付与願ニ関スル件

本月十五日拓第三〇七号ヲ以テ本件回答相成候別紙陳情書、及送付候条、可然御処理相成度、此段申進候也

大正三年四月二十日

北海道庁拓殖部長西村保吉^④

室蘭支庁長殿

一連の文書のうち③は、提出者のうち七名が、実際には一九〇八（明治四一）年から国有未開地処分法による「売払」や旧土人保護法による「下付」を出願していたことを示している。この地域のアイヌの名義で、支庁に対して様々な手段で土地所有権の確定が試みられたものの、処理が進まない状況があり、そうしたなかで、打開策として直接上級官庁である北海道庁への陳述書提出に及んだものとみられる。

室蘭郡のアイヌの宅地・耕地は、開拓使による地租創定の時点では私有地化の対象外とされており、丈量もなされていなかった^⑤。その後、一八八〇（明治一三）年六月に定められた「官有地売買取扱順序」（開拓使札幌本庁丙第一八号達）に則り、同年には室蘭村に居住する複数のアイヌの名で宅地の地所払下^⑥が申請され、翌年四月に許可されているなど、和人同様の規則の中で土地が私有地として確保された事例も確かに存在している^⑦。しかし、現在まで筆者が調査した範囲では、室蘭郡ではそうした事例は決して多くはないようだ。

陳述書の「未タ自己所有地トシテ與ヘラレタルモノ無之、現在居住ノ宅地モ、亦農耕地モ、完全ナル所有地ヲ有セズ」との記述は、絵鞆村ではこの時期まで、アイヌが宅地・耕地を官有地第三種のまま利用せざるを得ない状況が継続していたことを示している。そして支庁はそれらの土地について、アイヌが

「父祖ノ代」から利用して来た事実を認めながら、「原始的ニ開墾」したに過ぎない「無願開墾地」と見なしていたのである。

陳述書の提出者のうち、絵鞆村の二名の中には押杵帯九郎の名が含まれている。押杵は陳情書が提出される前年の一月に死去したとされるが、近代初頭にトツカリモイを追われ移転・定着した絵鞆で、最晩年に至るまで土地を巡る困難の中に置かれていたことになる。

（六）小結

本章で検討した事例を通じて、室蘭郡における「保護法」による土地の下付が、輪西村・元室蘭村の住民に対しては、多くの場合で同法が定める上限に遠く及ばない小面積に留まっていたこと、絵鞆村ではそれすらなされず、宅地・耕地が官有地第三種のまま「無願開墾地」と見なされていたことが確認できた。

「保護法」が定める五町歩（一五〇〇〇坪）という面積は、北海道で一戸が経営を成り立たせるために必要と考えられていたものだが、後にそれでは不足であることが明らかになる。この地域の「勸農」が、当初から農業専業で経営を成り立たせるに足るものではなかったという事実は重要である。

ただし、そうした批判に留まらず、漁業者が少なくなかったこの地域に於いて、下付がいかなる経緯でなされたのか、それは官によるお仕着せに過ぎなかったのか、あるいはアイヌの側が必要性を認識した側面があったのか、また、下付された土地が一人ひとりのアイヌの生計にどのような意味を持ったのか、あるいは持たなかったのかという視点から史料を読み込み、理解を深めていく努力が、引き続き求められるだろう。

絵鞆村の住民が提出した陳情書に記された「近來私共ノ占有ノ農耕地ヲ他ニ墾食セラル、虞有之、加之同族間ニ於テモ、土着心ヲ失フ者無之ニモ不限儀ト被存」との一文の背景には、室蘭港周辺の市街地化が急速に進行するなか、そこからやや離れ、しばらくはアイヌが人口の多数を占める状況が継続していた絵鞆村にも、一九世紀末から多数の和人移民が入り込み定着する状況が生じて

いたことがあるだろう。ここでは当時の事情について、三件の新聞記事を確認しておきたい。

室蘭郡絵鞆村は現今の戸数六十余戸なるが、最初は土人のみにて重に漁農を以て生計を立て居りしも、近來シヤモ浸入して土人を片隅に追い遣る姿を生じ、戸数の如きもシヤモの方ヤ、増加したるよし……(一八九五(明治二八)年一月一三日付北海道毎日新聞「絵鞆村の旧土人」)

室蘭郡絵鞆村は旧土人部落にして、土人二十戸の外和人四戸の寒村なるが、本年は鯨の大漁なる為め、函館各地より入り込める漁夫にて数十戸を増し、小売営業人五戸風呂屋二戸は此頃俄かに出来、飲食店も近々建つたのことにて……(一八九六(明治二九)年二月九日付北海道毎日新聞掲載の「絵鞆村の地代及び家賃」)

昨年中、函館の漁業家某川崎船にて遠洋漁業を試みたるに、非常の大漁を占め、加ふるに鯨粕の高直なるより莫大の利益を博せしかば、甲唱へ乙伝へ漁業者続々入込み、何れも意外の利益を得たり、左れば昨年来遠く青森函館地方より川崎船を以て渡来するもの多く、目下戸数百三十余、人口一千に達せんとし、家屋の建築絶えざる有様にて、商店飲食店杯も追々増加し……(一八九七(明治三〇)年二月一九日付小樽新聞)

陳情書提出から四年後の一九一八(大正七)年に北海道庁内務部が作成した『旧土人に関する調査』には、「室蘭郡室蘭町絵鞆土人部落」の景況について、「近時和人の居住するもの著しく増加して、殆ど一市街をなすに至りしかば、土人も大に和人化して衣食住等殆ど大差なく、其の結果は生理状態並精神状態に変化を来し、青年の死亡率極めて多くなれり」と記されている。この記述は、陳述書が作成された当時の絵鞆村において、急激な和人の進出とそれに

起因する文化的な「同化」の進行が、アイヌ社会に深刻な動揺をもたらしていたことを示唆している。

こうした状況の下で作成された陳述書は、冒頭で「祖先以来幾百年間居住致シ」と自らの先住性を打ち出し、制度的な理解を踏まえた整然とした論理構造を備えている。このような主張が如何にして登場してきたのかという点も、重要な論点になるだろう。

本件から一五年を遡る一八九九〜一九〇〇(明治三二〜三三)年には、石狩川上流域の上川郡近文原野を舞台として「第一次近文旧土人保護地事件」が惹起し、その顛末は新聞報道を通じ広く知られ、一時、地域を越えた同族の連帯を生む局面を見せていた。この問題は、小樽郡から浜益郡に転じた天川恵三郎という同族の知識人、和人弁護人、「保護地」を貸借する和人小作人らの存在が無視できない要素となつて展開した³⁸⁾。

室蘭郡に近い虻田郡については、河野常吉が記録した『アイヌ聞取書』のなかに、一九二一(大正一〇)年三月二三日に虻田の明石四郎・伊賀敷多助から聴取した以下の内容が記されている³⁹⁾。

- 一 保護地ハ一旦割渡サレタレトモ、其後分家セル者ハ土地ヲ持タズ、虻田ノ宅地其他既墾地ニテ無名ノ地ヲ、明治四十三年以来未開地トシテ出願セルモ、未開地ニアラズトテ却下セラレ、官有地払下トシテ出願セルモ、売払処分停止トテ「未タ」許可セラレス、貸渡地トシテ願書「モ」提出シ置ケリ(官有地売払願ト貸下願トハ官庁ニ留置ナリト云フ)
- 保護地ハ市街地ヨリ近キモ五六町、遠キハ十町位ナリ、明地ナキ為メ五町歩ヲ得ズシテ、二三町歩ニ止ルモアリ
- 市街宅地ハ隣地ノ和人ヨリ漸次侵入蝕食セラル、サレトモ權利ナキ故何共抵抗スル能ハス泣寝入アリ

ここでは、虻田郡のアイヌが、従前から利用して来た宅地その他の既墾地のうち「無名ノ地」となっているものについて、一九一〇（明治四三）年から様々な方法で権利の確保を試みたものの、支庁により悉く拒まれ、その間に和人移民により次々に土地を奪われ「泣寝入」の状況にあることが記録されている。絵鞆村の住民が「付与」や「下付」を訴え出たのとほぼ同時期に、近隣の郡でも同様の構図の問題が表面化していたのである。

河野の『アイヌ調査材料乙 歴史及法規』には、一九二一（大正一〇）年四月付で明石四郎から聞き取ったものとして次の内容が記されている⁴⁰。

一 明治四十三年、始テ未開地「トシテ」売払ヲ出願セルモ、既墾地タルヲ以テ許可セラレス

次ニ官有地売払ヲ出願セルニ、処分停止トナリタリ

次ニ貸付願ト売払願ヲ出シタリ、是ニ通ハ今モ支庁ニ而置キ処分セザル故、其後数回支庁ニ出頭シ口頭又ハ書面ニテ歎願セルモ未ダ処分セラレズ

大正十年四月、右土地ハ明治十年地券発行条例第十六条ニヨリ官有地第三種ニ編入セラレタルモノナレバ、旧土人ノ状態変化セル今日、所有地トシテ渡サレ度トノ願書ヲ総代ヨリ差出セリ

同じ『アイヌ調査材料乙』に、この時に「虻田郡虻田村旧土人組合」総代二名の名義で差出されたものの写しとみられる文書が綴られている。長大だが、従来の紹介は加筆訂正を経たものの一部に留まっており、重要な内容を含むので全文を引用する。

土地処分ニ付御願

謹テ御願申上候、私共虻田旧土人ハ、北海道旧土人保護法ニ拠ル下付地、並ニ少許ノ普通ノ私有地ノ外ニ、従来使用シ来レル宅地耕地之レアリ、此

等ノ土地ニ関シテハ、明治四十三年以来、未開地ノ目名ヲ以テ売払ヲ出願シ、或ハ官有地ノ名目ヲ以テ売払又ハ貸付ヲ出願致シ候処、未タ何等ノ御指令之レナク、甚タ心配仕リ種々研究致居候処、右ハ全ク私共ノ所有地ニシテ、仮ニ官有地ニ編入保管セラレ居ルモノナルコト明了ト相成「候ニ依、此処ニ改テ出願致シ」候、切テ此等ノ土地ノ「由来ヲ尋ヌルニ」、多クハ私共ノ父祖カ、和人ノ未タ移住セサル時代ヨリ住居シ、若クハ耕作シ来リタル土地モノニシテ、「後ニ来リテ占拠セル和人ノ住地ニ比スレハ、頗ル確実ナル権利ヲ有シ居候、依テ」明治九年北海道地券発行条例御発行ノ際、当然地券ヲ下付セラレ私有地トセラルベキノ処、私共旧土人ハ当時尚愚昧ニシテ、地券ヲ下付シ其土地ノ処分ヲ自由ナラシムルトキハ、酒食其他種々ノ負債ノ為メ、忽チ土地ヲ失フヘキ憂之レアリ候故、暫ク地券ヲ下付セス、官有地第三種ニ編入シテ保護セラレタルモノニ候、北海道地券発行条例第十六条ニ曰ク

旧蝦夷人住居ノ地所ハ其種類ヲ問ハス当分総テ官有地第三種ニ編入スヘシ

但地方ノ景況ト旧蝦夷人ノ情態ニヨリ成規ノ処分ヲ為スコトアルベシ其後札幌県時代、郡書記渡辺徹三殿当村ニ出張セラレ、私共旧土人ノ飢寒ニ苦ムヲ救ハンカ為メ、戸長ト共ニ教諭指導シ、大ニ農業ヲ奨励セラレタレハ、明治十八年ニハ約三十戸ノ旧土人ノ作付反別百八町歩以上ト相成リ申候、而カモ是等ノ耕地モ亦地券ヲ下付セラレズ、官有地第三種ニ編入シテ保護シ給ハリシカ、北海道旧土人保護法御発布ノ後、其耕地ノ一部分ハ該保護法ニヨル下付地ト変シ、残余ノ地ハ依然官有地第三種ニ相成居リ候、御庁ニ出頭シテ検査スレハ、明治四十二年庁舎御焼火災ノ際、数多ノ書類ヲ焼失シテ事実明了ナラザル廉之レアル趣ニ候ヘトモ、右由事ヲ謀ルキ事業ニ止レアリ「土地カ官有地ノ名目ヲ以テ御保管下サレ居ルハ疑ナキ所ニ」候、サレハ前陳ノ宅地耕地ハ、北海道地券発行条例第十六条ニヨルモノニテ、地方ノ状況並ニ私共ノ情態ニヨリ「テハ」成規ノ御処分相成

り、無償ニテ私有地ニ御直シ下サルヘキ儀ト存シ候、曩ニ売払若クハ貸付等ヲ出願セルハ全ク私共ノ誤ニテ、今ニ御指令ナキハ当然ノ事ト存シ候故、此処ニ改テ私有地トシテ御指令相成リ候様奉願上候、今ヤ地券発行条例発付後既ニ四十六年ヲ経過シ、私共モ聖代ノ鴻恩ニ浴シテ、漸次進化したシ、切ニ土地ノ貴重ナルコトヲ知り、風俗モ和風ニ化シ、「又信用購買組合ヲモ設立シ、殊ニ今般ハ旧土人学校ヲモ廃止シテ、私共旧土人子弟モ和人子弟ト同様ノ教育ヲ受タル「ニ」至リ、之ヲ昔日ノ状態ニ比スレハ大ニ変化歎シ最早土地ヲ私有スルモ濫ニ之ヲ失フカ如キ憂之ナク候、且過去ヲ顧レハ、右等ノ宅地耕地カ官有地ト為リ「居リ」、私共ニハ何等ノ権利ヲ証明スヘキモノ之レナキカ為メ、往々姦猾ノ徒ノ狙フ所トナリ、時トシテハ境界ヲ破リテ侵入蟲食セラレ、常ニ恟々トシテ不安ノ思ヒニ満タサレ居候、依テ此際事情御調拳ノ上、前記ノ土地ヲ明ニ私有地ニ御直シ下サレ、私共ヲシテ安堵シテ鼓腹太平ノ樂ヲ得セシメ候様御取計下サレ度、偏ニ奉懇願候

虻田郡虻田村旧土人組合三十九名総代

大正十年四月 日

明石四郎

恵良惣太郎

北海道庁長官笠井信一殿

前月末の段階では様々な手段が行き詰まっていたように見えるが、ここでは一転して、先住性の確認を基盤として、制度運用の欠陥を指摘し、自らの過去の状況を「愚昧」としつつも、既にそうした状態を脱した今日に於いては和人同様の私有権が認められるべきとの一貫した論理が展開されている。ここで主張の根拠とされている開拓使時代以来の制度史的理解は、後に河野が「旧土人の土地に就て」で示した認識そのものであり、河野の助言が陳情の内容に大きく反映されている可能性が高い⁴¹。

河野はこの年の八月三〇日には虻田で土地問題について談話をおこなって

り、その模様は新聞でも報じられた⁴²。室蘭郡絵鞆村の住民が『市史』に記される集団提訴に踏み切ったのはその後の出来事であり、今後、相互の関連に注意した読み解きが必要である。

なお、本章冒頭で引用した『市史』の記述の通り、絵鞆村では後に土地の下付が実現するものの、一九二八（昭和三）年に売却処分がなされ、その結果アイヌは「自己ノ居住地ヲ失ヒ、之ヲ貸借セサルヲ得サル運命ヲ招来シタル」という困難な状況に陥ったとされる⁴³。河野は「アイヌの土地に就て」の中で、一九二一年に室蘭・有珠・虻田方面を踏査した際の見聞として、室蘭では「姦黠の徒土人を教唆誘惑して不正の利を占めんと企つるの憂懼」があったとしており、経緯の具体的な把握が今後の課題である。

おわりに

ここまで、近代の室蘭郡を対象として、アイヌの土地に関わる史料を年代を追って紹介してきた。実際のところ、本稿は関連資料の調査中にたまたま目に付いたものをもとにいくつかの課題を指摘したに過ぎず、体系的な検討は今後の課題である。

公文書を素材とした研究は当面のあいだ困難な状況が続くものと予想されるが、今後は新聞記事や関連する調査記録などを探索し、個人情報の保護に慎重に留意しつつ、基礎史料の蓄積と個別の事実の確定を進めていきたい。

謝辞

本稿をまとめるにあたり、現地調査に際して北海道アイヌ協会、室蘭アイヌ協会のご協力を賜わった。また、資料調査に際して北海道大学附属図書館、北海道立図書館、北海道立文書館のお世話になった。二名の匿名査読者からは極めて有益なご指摘を頂き、本稿の改善に大いに役立った。末筆ながら、記して深く感謝申し上げます。

注

- (1) 河野常吉「旧土人の土地に就て」『道民』第一四卷八号、一九二九年、三三―三六頁。河野はこの中で、官有地第三種への編入が「保護」の趣旨によるものだとしており、その後、通説化してきた。しかし、紙幅の都合から深入りは避けるが、北海道地券発行条例制定時、及び地租制定事業の進行過程で作成された史料の中には、そのような「保護」の趣旨を記したものは確認できない。
- (2) 高倉新一郎「北海道旧土人に対する土地政策の変遷」『農政と経済』（北海道帝國大学教授法学博士農学博士高岡熊雄先生在職廿五年記念論文集）、一九三二年、一九三―二一〇頁、同「三県時代に於けるアイヌ勸農策」『法経会論叢』第二輯、一九三四年、一三七―一七四頁、同「アイヌの土地問題」『社会政策時報』（北海道農業特輯）第二三〇号、一九三九年、五一四―五三八頁。
- (3) 高倉新一郎『アイヌ政策史』（日本評論社、一九四二年）、同『新版アイヌ政策史』（二二書房、一九七二年）。
- (4) 榎森進『アイヌの歴史―北海道の人びと(2)』（日本民衆の歴史 地域編8）（三省堂、一九八七年）、及びそれに対する堅田精司「アイヌ史自立のための史料体系を」『読書北海道』一〇六、一九八七年を参照。
- (5) 制度史的側面については、以下の論考を参照のこと。瀧澤正「明治初年におけるアイヌの昆布漁―日高地方様似郡の例に見る―」『北大史学』二〇〇八年、三九―六八頁。瀧澤正「明治初期開拓使の土地改革とアイヌの土地―おもに北海道地所規則第七条をめぐって―」『北大史学』二〇一一年、一一―二八頁。大坂拓「後志地方の近代アイヌ社会と民具資料収集の射程―旧開拓使札幌本庁管下後志国9郡を対象として―」『北海道博物館アイヌ民族文化研究センター研究紀要』第六号、二〇二一年、一―四九頁、同「北海道地券発行条例によるアイヌ民族」『住居ノ地所』の官有地第三種編入について、『北方人文研究』第一六号、二〇二三年、一九―三五頁。最近では法学の分野で、瀧澤が素材とした史料の検証がなされ、基本的に追認する成果が得られている。牛尾洋也・橋本誠一「明治初期におけるアイヌ民族の土地所有に関する研究覚書」『龍谷大学社会科学研究所年報』第五二号、二〇二二年。また、橋本誠一「北海道地券発行条例の制定過程―アイヌの土地所有を中心に―」、『龍谷大学社会科学研究所年報』第五三号、二〇二三年、一一―四頁（『土地空間の近代法的把握』（日本評論社、二〇二五年）再録）、同「北海道地券発行条例の実施過程とアイヌの土地所有」牛尾洋也編『土地空間の近代法的把握』（日本評論社、二〇二五年）がある。後者の論考において橋本は、札幌郡発寒村の事例をもとに、開拓使札幌支庁管轄下の広い範囲でアイヌへの農地割渡がな

され、そのうち開墾に成功した部分のみが官有地第三種に編入・存置されたとの理解を示している。紙幅の都合から詳細には別稿を期すこととするが、筆者は発寒村の事例について、早くに和人移民が入植したため、それに伴ってアイヌの耕地が設定されていた稀な事例と推定している。こうした細部の議論が今後の課題となるだろう。

- (6) 山田伸一「十勝における北海道旧土人保護法による土地下付」『北海道開拓記念館研究紀要』第二五号、一九九七年、二〇―二二八頁。山田伸一「北海道旧土人保護法」による下付地の没収―第3条の適用実態について―『北海道開拓記念館研究紀要』第二七号、一九九九年、一四―一六四頁。

- (7) 大坂拓「近代北海道における〈アイヌ〉の境界―松前地西在相沼内村に生まれたサモテの事例を中心として―」『境界研究』一四、二〇二四年、一一―二二頁、同「近代初頭の石狩川河口域におけるアイヌの鮭漁場―黒田清隆の指示による大網導入とそれに起因する経営破綻を中心として―」『北方人文研究』第一八号、二〇二五年、一九―四一頁、及び注(5)文献。

- (8) 一八八一（明治一四）年の数値は『明治十五年一月 郡区役所往復』開拓使札幌本庁民事課戸籍係（簿書…五二二四）による。以下では北海道立文書館が所蔵する開拓使文書・札幌県文書の件名は基本的に同館の件名目録に依拠し、同一件名中の個別の史料に言及する場合はそれぞれの原題を記載した。出典は（簿書…〇、〇件目）と略記し、旧字は新字に改め、句読点を適宜補った。

- (9) 注(1)文献。

- (10) 二〇二五年一月に非公開措置の根拠について北海道立文書館に問い合わせたところ、「利用に供しない文書館資料については、『北海道立文書館管理規則』及び「利用に供しない文書館資料取扱要領」で定めています。（中略）。アイヌ民族に係る情報の取り扱いについては、同要領第2の1及び第4の1に定める別表中「第2の1に定める情報であって、特に重大なもの」を根拠とし、利用に供しない期間を100年としています。同要領第4の4に基づき、利用に供しない期間が満了する際に再審査を行い、個別に期間の延長について決定しています。」との回答を得た。なお、「第2の1に定める情報であって、特に重大なもの」とは、「民族、戸籍、重篤な遺伝性の疾病、重篤な精神の障害、犯罪歴（禁固以上の刑）」である。

利用に供しない文書館資料等取扱要領

第2 利用に供しない文書館資料

1 個人の思想、信仰、身体的特徴、健康状態、家族状況、学歴、職

歴、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、特定の個人が識別されうるものうち、通常他人に知られたくないと認められるもの

第4 利用に供しない期間

1 第2の1から6に定める情報に係る利用に供しない文書館資料とする期間（以下「利用に供しない期間」という。）に関する基準については、別表のとおりとする。

4 別表に定める期間が経過するとき、なお一定の期間利用に供することが不適当と認められる情報については、当該情報に係る事情を総合的に勘案のうえ、別表に定める期間を超えて利用に供しない期間を定めることができるものとする。

非公開期間の解除の見直しについては、「なお、アイヌ民族に係る情報の公開については、アイヌ民族への差別がなくなつていない社会状況であるため、現在のところ公開とする年度の目処は立っていません」とのことである。

(11) 筆者はこれまで、公的機関で公開されている史料に言及する場合も、既に著名な人物を除いて個人名を伏せ、機微な内容を多く含む史料については請求記号を明示しないなど、プライバシーの侵害を招かないよう慎重な処理を施してきた。

(12) 山田秀三『北海道の地名——アイヌ語地名の研究 別館』（草風館、二〇〇〇年）を参照。語源には複数の解釈が示されており、定見はない。

(13) 『新道建築聞書（内容）十五年三月札幌ニ於テ函館ヨリ森村ニ至リ室蘭ヨリ札幌ニ至ル新道建築 小林芳五郎ヨリ聞書』、『開拓使事業報告原稿』大蔵省開拓使会計残務整理委員（簿書・七一五五、四件目）。

(14) この史料と同じ内容のものが『新室蘭市史 第五巻 資料編』（室蘭市、一九八九年）に翻刻されている。そこには「頭注・米ノ外金百円ヲ与ヘタルコトハ旧記ニ詳ナリ」とあるが、この注がある史料は、筆者は未確認である。

(15) 「片倉小十郎支配地幌別、室蘭両郡永住人、出稼人並ニ土人姓名調ノ件」『室蘭往復 附幌田・幌別 明治四辛未年』開拓使札幌開拓使庁庶務掛（簿書・A四／二二六、七件目）。

(16) 河野常吉編『北海道史人名彙 上』（北海道出版企画センター、一九七九年）によれば、押杵は一八四〇（天保一一）年頃に元室蘭村に生まれ、後に絵鞆村に転居し、一九一三（大正二）年一月に死去している。なお、押杵の事績については本書掲載の別稿を参照して頂きたい。

(17) 林頭三編『北海誌料』（富山房、一九〇二年）。

(18) この二名は『明治四年室蘭村土人戸籍草 一』（北海道立文書館所蔵）では六一番屋敷居住「志天喜盤」、第五九番屋敷居住「遠昆天久呂」と記載されている。

(19) 秋葉実翻刻・編『松浦武四郎選集 三』（北海道出版企画センター、二〇〇一年）。この人名は注(18)『戸籍草』に記載の第六〇番屋敷居住「勢久仁富」（セクニフ）の誤りであろう。松浦武四郎が記録した人別及びその翻刻には人名の誤りが少なくないため、参照する際には十分な注意が必要である。

(21) 柴沼の履歴は以下による。『免官物故履歴調 從二年至七年』開拓使札幌本庁庶務局編輯課（簿書・九〇四）。

(22) 『明治四年室蘭村土人戸籍草 一』写（北海道立文書館所蔵）、『明治七年一月開拓使管轄胆振国室蘭郡本室蘭村土人戸籍調』写（北海道大学附属図書館所蔵）。

(23) 小川正人『近代アイヌ教育制度史研究』（北海道大学図書刊行会、一九九七年）五七頁掲載の表一―二ほか。

(24) 注(3)文献。

(25) 注(6)「十勝における北海道旧土人保護法による土地下付」、谷本晃久「第七章 近文アイヌと給与予定地」、『新旭川市史』（旭川市、二〇〇二年）、卜部信臣ほか編『石狩川中流域の生活文化史』（石狩川中流域文化研究会、一九九九年）ほか。

(26) 注(5)「北海道地券発行条例によるアイヌ民族「住居ノ地所」の官有地第三種編入について」では札幌県による石狩郡での用地確保について、「後志地方の近代アイヌ社会と民具資料収集の射程―旧開拓使札幌本庁管下後志国9郡を対象として―」では北海道庁による余市郡での「保護地」設定に関してまとめている。

(27) 『室蘭市史 上巻』（室蘭市役所、一九四一年）四九六頁。

(28) 注(5)「後志地方の近代アイヌ社会と民具資料収集の射程―旧開拓使札幌本庁管下後志国9郡を対象として―」一八頁。

(29) 注(5)「北海道地券発行条例によるアイヌ民族「住居ノ地所」の官有地第三種編入について」二五頁。

(30) 有珠郡については、該当する文書が含まれていない。

(31) 注(24)文献、注(28)文献、大坂拓「写真が語るアイヌの近代」（新泉社、二〇二五年）。

(32) 『室蘭市史 下巻』（室蘭市役所、一九四一年）一〇〇七―一〇一三頁。なお、下付面積については『北海道旧土人概況』（北海道庁、一九三三年）は一六六町三五二四歩としており、ややずれがある。

(33) 注(6)「北海道旧土人保護法」による下付地の没収―第3条の適用実態について―一五二頁。

- (34) 注(33)文献、一五八頁。
- (35) なお、この簿冊には他にも室蘭郡における土地下付に関連する文書が多数綴られていることを確認しているが、二〇二四年八月に筆者が調査中に非公開となったため、調査が及んでいない。
- (36) 注(29)文献。
- (37) 『明治十五年分 札幌県治類典 地券指令 第貳』札幌県租税課(簿書…七四八〇)。このなかの一例をあげれば、室蘭郡室蘭村の山根伊八は、一八八〇(明治十三年十二月一日付で「宅地之見込」を以って荒蕪地八〇坪の払い下げを申請しており、戸長及び郡長の副申を経て、一八八一(明治一四)年四月二十六日に「願之趣、道路敷地ヲ除ク之外、聞届候条、実測坪数ニ応シ、地価千坪金壹円五拾銭之割ヲ以即納可致事」が通知されている。
- (38) この点については『新旭川市史』第二〜四巻における谷本晃久の叙述を参照した。
- (39) 『河野常吉資料 一二五六』(北海道立図書館所蔵、請求記号…〇九四/KO/ツイ一九。河野が同年に使用していた手帳『河野常吉資料 一一〇八』(北海道立図書館所蔵、請求記号…〇九四/KO/一〇五八・九九)にも、同日に明石らと面会した旨の記述がある。
- (40) 『河野常吉資料 六〇〇 アイヌ研究材料乙 歴史及法規』(北海道立図書館所蔵、請求記号…〇九四/KO/四九六)。
- (41) この問題については、石村義典『評伝河野常吉』(私刊、一九九八年)にも言及があり、参考になる。ただし、「相談を受けた河野常吉が、彼等に代わって起草して渡したものだ」という石村の断定的な記述については、なお慎重な論証が必要と思われる。
- (42) 注(40)文献に綴られた新聞記事切り抜きによる。
- (43) 小川正人・山田伸一編『アイヌ民族 近代の記録』(章風館、一九九八年)所収「室蘭市・浦河支庁の調査復命書」。

Several Historical Sources on Ainu Land in Muroran District during the Modern Period

OSAKA Taku

Examining selected materials from among the holdings of The Archives of Hokkaido that relate to the actual conditions of Ainu land ownership in Muroran District, this paper presents transcriptions and explanatory commentary of these sources.

This study finds that in the early Meiji period, in connection with the construction of the Sapporo Shindō road planned by the Hokkaido Development Commission, two Ainu households living in Tokarimoi on the coast of Muroran Bay were forced to relocate. At the same time, the Hokkaido Development Commission also planned to assign approximately half of the Ainu population residing in Muroran District as labor for a newly established *ekitei* (relay station) at Tokarimoi.

Furthermore, from the latter half of the Meiji

period (c. 1890s[2.1]) through the Taishō era (1912–1926), land was granted to Ainu people in Moto-Muroran Village and Wanishi Village under the *Hokkaido Former Aborigines Protection Act*. However, within the scope confirmed in this study, the area of land granted in many cases fell far short of the statutory maximum of 15,000 *tsubo* (approximately 49,600 square meters) per household stipulated by the Act. In Etomo Village, where such measures were not implemented, much of the land traditionally used by the Ainu remained legally classified as state-owned land and was regarded as “unauthorized reclaimed land” (illegally occupied land). This study also finds that, in response to these circumstances, the Ainu of Etomo Village attempted to secure recognition of their land ownership through various means.

